

川崎市地球温暖化対策推進実施計画

～CCかわさきエコ暮らし・未来へつなげる30プラン～
30施策により2030年度までに30%以上の温室効果ガス削減を目指して

第1期間（2018年度～2021年度）

はじめに

地球温暖化とは、二酸化炭素（CO₂）などの熱を吸収する性質を持つ温室効果ガスが、石炭や石油などの化石燃料を生活や経済活動などに利用することに伴い増加する一方で、森林の破壊等に伴って温室効果ガスの吸収量が減少することにより、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地球の気温が上昇する現象である。

今後、地球温暖化の程度が増大すると、気候変動により、自然及び人間社会に深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まるとされている。

気候変動はすでに観測されており、陸域と海上を合わせた世界の平均地上気温は、1880年～2012年の期間に0.85℃上昇し、大気や海洋の温暖化、雪氷の量の減少、海面水位の上昇、海洋酸性化等、世界中で広範囲にわたる影響を及ぼしている。

川崎市における地球温暖化対策は、1998年に「川崎市の地球温暖化防止への挑戦～地球環境保全のための行動計画～」を策定したことを皮切りに、2009年の川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の制定や2010年の「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」の策定、また関連方針の策定などにより、取組を充実させ、推進してきた。とりわけ、全国的には温室効果ガス排出量が増加基調にある中で、1990年度比で2015年度の温室効果ガス排出量は16.8%の削減となるなど、着実な成果を上げてきた。

こうした中、2015年12月に、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる2020年以降の国際的な温暖化対策の枠組みとして「パリ協定」が採択され、我が国においても、2016年5月に2030年度における温室効果ガス排出量の削減目標を掲げた地球温暖化対策計画が閣議決定されるなど、地球温暖化対策に係る国内外の環境が大きく変化してきている。

川崎市では、これらの環境の変化を踏まえながら、低炭素社会の実現に向け、これまで以上に地球温暖化対策を推進していくため、2018年3月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定した。

この「川崎市地球温暖化対策推進実施計画」は、状況変化に即した実効性のある計画として、基本計画に基づく地球温暖化対策等を推進するために策定するものである。

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 川崎市地球温暖化対策推進計画の基本的事項 | 1 |
| 1 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の概要..... | 1 |
| (1) 基本理念..... | 1 |
| (2) 基本方針..... | 2 |
| (3) 温室効果ガスの排出量の削減目標等..... | 3 |
| (4) 施策の方向性..... | 4 |
| 2 実施計画の基本的事項..... | 6 |
| (1) 策定の目的..... | 6 |
| (2) 計画の対象..... | 6 |
| (3) 計画の期間..... | 6 |
| (4) 対象とする事務事業..... | 6 |
| (5) 重点プロジェクト..... | 7 |
| 第2章 温室効果ガス排出量の状況 | 8 |
| 1 川崎市の温室効果ガスの排出状況..... | 8 |
| 2 川崎市の二酸化炭素の排出状況..... | 8 |
| 第3章 重点プロジェクト | 10 |
| 1 エコ暮らし推進プロジェクト..... | 10 |
| 2 環境エネルギー推進プロジェクト..... | 10 |
| 3 グリーンイノベーション・環境技術活用プロジェクト..... | 11 |
| 4 市の率先行動推進プロジェクト..... | 12 |
| 第4章 施策ごとの主な取組 | 13 |
| I 低炭素で快適な市民生活のまち..... | 13 |
| II 低炭素な事業活動のまち..... | 16 |
| III 再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用による低炭素なまち..... | 22 |
| IV 低炭素な交通環境のまち..... | 27 |
| V 多様なみどりが市民をつなぐまち..... | 30 |
| VI 低炭素な循環型のまち..... | 33 |
| VII 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち..... | 36 |
| VIII 環境技術・環境産業で貢献するまち..... | 40 |
| 第5章 進行管理 | 43 |
| 指標一覧..... | 44 |
| 30 施策の事務事業一覧..... | 46 |



かわるん

生まれも育ちも川崎で、市民の皆様により3Rを身近に感じてもらうために活動する妖精



エコちゃんず

頭の上に葉っぱの「ろじいちゃん」(エコロジー)。
頭の上にお財布の「のみいちゃん」(エコノミー)。
「低炭素」「資源循環」「自然共生」に配慮した「エコ暮らし」を目指して、日々活動している



モリオン

市民100万本植樹運動のイメージキャラクター
森の神様に仕える森の妖精

第1章 川崎市地球温暖化対策推進計画の基本的事項

1 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の概要

川崎市地球温暖化対策推進計画は、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（以下、「条例」という。）に基づき、川崎市地球温暖化対策推進基本計画（以下、「基本計画」という。）と川崎市地球温暖化対策推進実施計画（以下、「実施計画」という。）の2部構成としている。

基本計画は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に進めるため、市民生活や事業活動における温室効果ガス排出量の削減を行う「緩和策」、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」を対象とし、計画期間や目標、施策の基本的方向を定めている。

実施計画は、基本計画に基づき、地球温暖化対策の推進のために実施する措置を定めるものである。

（1）基本理念

マルチベネフィットの地球温暖化対策等により低炭素社会を構築

基本計画では、地球温暖化対策等が経済・社会的側面にも関わるまちづくりの諸課題の解決に資することを踏まえ、地球温暖化対策等によって得られる「多様な便益（＝マルチベネフィット）」に着眼することを基本理念としている。これは、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むというSDGsの考え方にも沿うものである。

～マルチベネフィットの例～

- 優れた環境技術、ライフスタイルの多様化に対応する低炭素型のサービスなどを市民生活に活用していくことで、少子高齢化社会においても、誰もが暮らしやすい生活環境の実現へ
- 再生可能エネルギー導入やICT活用などのエネルギー最適利用により、災害時における安全・安心、市民生活の利便性や質の向上へ
- 川崎の特徴と強みである環境技術・環境産業の集積を活かし、川崎の発展を支える産業の振興や国際競争力の強化、さらには国際貢献へ
- 水素エネルギーの積極的な導入と利活用により、「未来型環境・産業都市」の実現へ
- 川崎市の実情や特性等に応じた気候変動適応策に取り組んでいくことにより、市民が健康で快適に暮らし続けることができるまちづくりへ
- 各主体の連携・協働により、普及啓発や環境教育・環境学習を広めていく活動を通じて、地域の活動の活発化や地域コミュニティの活性化へ

(2) 基本方針

基本計画では、基本理念を踏まえた基本方針として、次の5つを挙げている。

ア 温室効果ガス排出量の削減を進める

地球温暖化対策の推進には、引き続き、市民一人ひとりの省エネ行動など環境配慮型ライフスタイルへの転換、低炭素型のビジネススタイルの構築、再生可能エネルギーの導入などの実践行動を着実に推進する必要がある。また、こうした取組により生活の質・快適性・経済性の向上などにも寄与していく。

イ 再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用を進める

これまで、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を図ってきたが、引き続き、自立分散型の電源として導入を推進するとともに、川崎の特徴を活かした水素などの次世代エネルギーの利活用により、低炭素なエネルギーの創出を目指していく必要がある。また、高効率機器の導入、ICTを活用したエネルギー管理などによるエネルギーの効率的な利用を進める必要がある。さらに、廃熱などの未利用エネルギーを活用していくことにより、温室効果ガスの削減につなげていく必要がある。

ウ 気候変動への適応を進める

気温上昇など既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して、川崎市の実情や特性等に応じて、治水・水害対策、熱中症対策、感染症対策、暑熱対策など、気候変動へ適応していくことが必要である。また、こうした取組により市民の安全・健康な暮らしや安定的な事業活動環境の確保などにも寄与していく。

エ 環境技術・環境産業により貢献する

地球温暖化対策等に活用できる優れた環境技術を有する企業や、多数の研究開発機関が立地する川崎市の強みを活かし、国際貢献や環境技術の普及、新たな環境技術の創出を後押ししていく必要がある。また、こうした取組により、市内経済の活性化、新たな技術の普及による市民生活の満足度の向上などにも寄与していく。

オ 市民・事業者・行政の連携・協働を進める

計画の推進に当たっては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、これまで環境教育・環境学習や普及啓発活動などに連携し取り組んできたことを踏まえ、引き続き、川崎市地球温暖化防止活動推進センターや川崎市地球温暖化防止活動推進員を含め協働の取組を推進する。

(3) 温室効果ガスの排出量の削減目標等

基本計画で掲げる 2030 年度における温室効果ガス排出量の削減目標は次のとおりである。

1990 年度比 30%以上削減、2013 年度比 20%以上削減

図 1-1-1 温室効果ガス排出量の削減目標

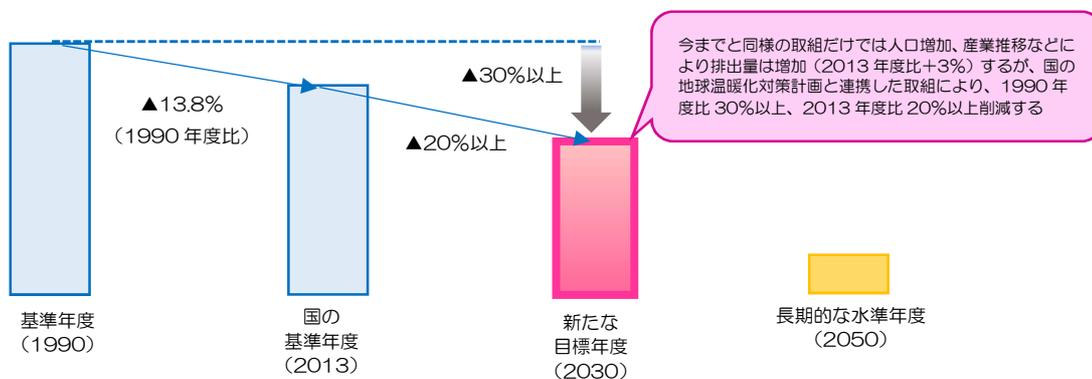


表 1-1-1 部門別二酸化炭素排出量の目安

(単位: 万トン-CO₂)

| 部門 | 基準年度 | 2013 年度 | 2030 年度の排出量の目安 |
|------------|---------|---------|----------------|
| エネルギー転換部門 | 349.3 | 242.0 | 220 |
| 産業部門 | 1,711.9 | 1,448.4 | 1,242 |
| 民生部門 (家庭系) | 110.8 | 213.8 | 124 |
| 民生部門 (業務系) | 102.0 | 211.5 | 130 |
| 運輸部門 | 124.7 | 122.8 | 99 |
| 廃棄物部門 | 44.8 | 45.2 | 36 |
| 工業プロセス部門 | 93.4 | 75.3 | 72 |

※国の算定マニュアルの改定等に伴い再算定した値であり、これまでの公表値と異なる。

表 1-1-2 民生部門 (家庭系) 二酸化炭素排出量の目安と世帯あたり排出量の目安

| | 基準年度 | 2013 年度 | 2030 年度排出量目安 |
|---------------------------------------|-----------|-----------|--------------|
| 民生部門 (家庭系) 排出量 (万トン-CO ₂) | 110.8 | 213.8 | 124 |
| 世帯当たり排出量 (トン-CO ₂) | 2.4 | 3.2 | 1.7 |
| (参考) 世帯数 (世帯) | 466,084 | 678,310 | 729,700 |
| (参考) 人口 (人) | 1,173,603 | 1,448,196 | 1,586,900 |

(4) 施策の方向性

< 8つの基本的方向 >

基本理念

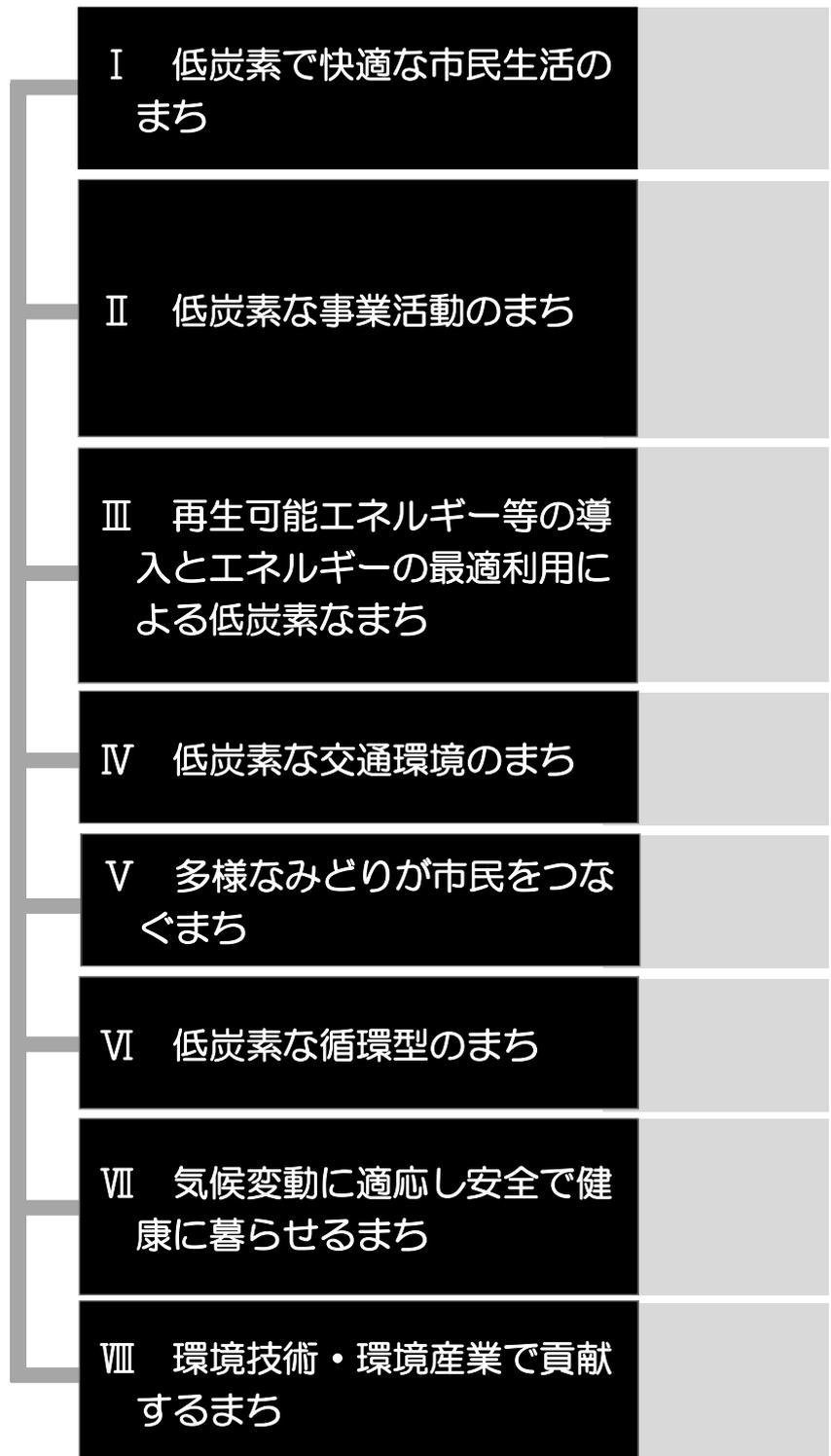
マルチベネフィットの
地球温暖化対策等により
低炭素社会を構築

基本方針

- 1 温室効果ガス排出量の削減を進める
- 2 再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用を進める
- 3 気候変動への適応を進める
- 4 環境技術・環境産業により貢献する
- 5 市民・事業者・行政の連携・協働を進める

温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度までに1990年度比30%以上（2013年度比では20%以上）の温室効果ガス排出量の削減を目指す



～CCかわさきエコ暮らし・未来へつなげる 30 プラン～

30 施策により 2030 年度までに 30%以上の温室効果ガス削減を目指して

<12 の施策の方向性>

<30 の施策>

1 市民生活における温室効果ガス排出量削減の推進

① エコ暮らし（スマートライフスタイル）の推進
住宅の創エネ・省エネ・蓄エネの総合的取組の推進（Ⅲで掲載）

2 環境教育・環境学習の推進

① 環境教育・環境学習の推進

1 事業活動における温室効果ガス排出量の削減の推進

① 大規模事業者における温室効果ガス排出量の削減の推進
② 中小規模事業者における温室効果ガス排出量の削減の推進
③ スマートコンビナート等の推進

2 市役所の率先取組の推進

① 市施設における温室効果ガス排出量の削減の推進
② 公用車における次世代自動車の導入等の推進
③ 環境に配慮した契約や物品購入の推進

1 再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用の推進

① エネルギーの地産地消・自立分散の推進
② エネルギーの最適利用の推進
③ 次世代エネルギー等の導入の推進

2 建築物のエネルギー性能の向上

① 新築建築物の省エネ化・ゼロエネ化の推進
② 既存建築物エネルギー性能の向上の推進

1 交通における温室効果ガス排出量削減の推進

① 環境にやさしい交通ネットワークの整備の推進
② 公共交通機関の利便性向上の推進
③ 次世代自動車等の普及の推進

1 緑地の保全・緑化等の推進

① 樹林地・農地の保全と緑化の推進
② 公園緑地の整備の推進
③ 水辺空間の活用の推進

1 循環型社会形成の推進

① 市民生活における廃棄物の3Rの推進
② 事業活動における廃棄物の3Rの推進
③ 廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減の推進

1 気候変動適応策の推進

① 治水・水害対策の推進
② 熱中症対策の推進
③ 感染症対策等の推進
④ 暑熱対策（ヒートアイランド対策含む）の推進
⑤ 気候変動に関する観測・分析、調査研究等の推進

1 環境技術・環境産業による貢献の推進

① 環境技術の普及と次世代技術の開発等の推進
② 環境技術を活かした国際貢献の推進

2 環境に関する総合的な研究の推進

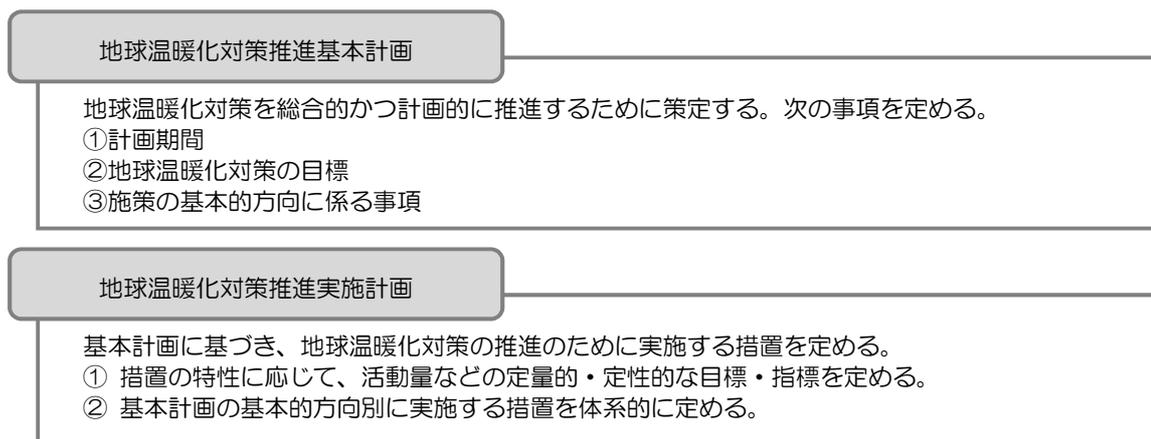
① 環境に関する総合的な研究の推進

2 実施計画の基本的事項

(1) 策定の目的

実施計画は、条例第7条に基づいており、基本計画に基づく地球温暖化対策の推進のために実施する具体的な事務事業（市の事務事業等の取組を中心とする）を定め、適切な進行管理を行うことで、基本計画と実施計画の一体的な運用による総合的かつ計画的な地球温暖化対策等の取組を推進するために策定するものである。

図 1-2-1 計画の構成



(2) 計画の対象

基本計画に示された地球温暖化対策の目標を達成するため、8つの基本的方向ごとの12の施策の方向性及び30の施策に基づく事務事業を実施計画の対象とする。

(3) 計画の期間

基本計画の計画期間である2018年度から2030年度までの13年間のうち、実施計画第1期間は、2018年度から2021年度までの4年間の計画期間とする。

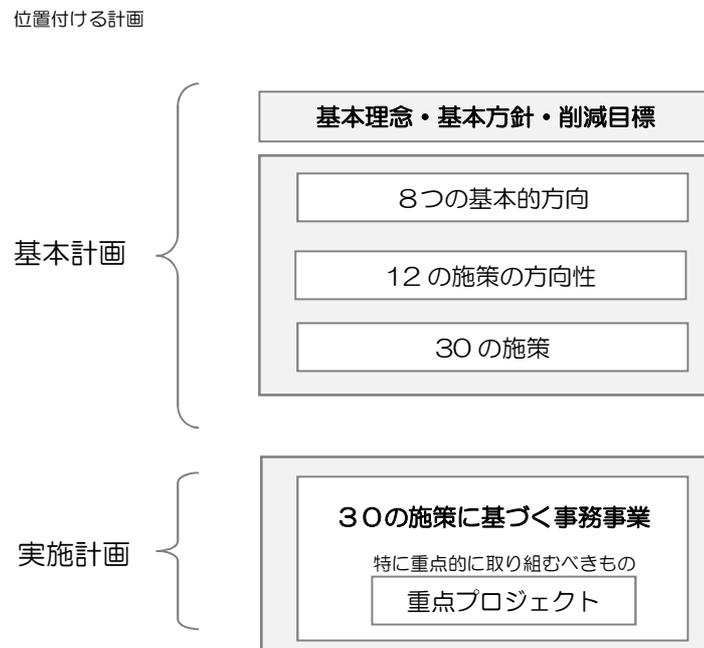
(4) 対象とする事務事業

実施計画では、市の総合計画に位置づけられた事務事業のうち、基本計画で位置づけられた8つの基本的方向、12の施策の方向性、30の施策に基づいて展開される具体的な事務事業を体系化する。また、事務事業の特性に応じて活動量などの定量的・定性的な指標を定める。

(5) 重点プロジェクト

実施計画では、基本計画に掲げる温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、特に重点的に取り組むべきものについて、重点プロジェクトとして位置づける。あわせて、市役所の温暖化対策推進体制である「川崎市温暖化対策推進本部」内に当該プロジェクトに応じた部会を組織し、取組を推進する。

図 1-2-2 実施計画の対象



第2章 温室効果ガス排出量の状況

1 川崎市の温室効果ガスの排出状況

2015年度の温室効果ガス排出量（暫定値）は、2,320.8万トン-CO₂で、基準年度の排出量2,788.4万トン-CO₂と比較して、16.8%の削減（国は2.1%増）となった。

このうち二酸化炭素（CO₂）の排出量は、2,271.7万トン-CO₂で、温室効果ガス排出量の97.9%を占め、基準年度比で10.4%の削減となった。

表 2-1-1 川崎市の温室効果ガス別排出量

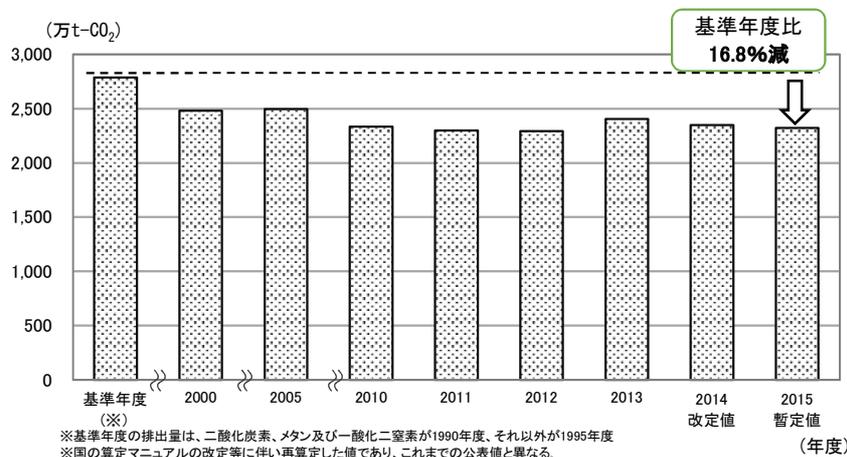
（単位：万トン-CO₂）

| | 基準年度 | 2000年度 | 2005年度 | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 改定値 | 2015年度 暫定値 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------|---------------|
| 二酸化炭素 | 2,536.8 | 2,333.3 | 2,409.1 | 2,287.2 | 2,244.8 | 2,245.3 | 2,359.0 | 2,304.1 | 2,271.7 |
| メタン | 1.5 | 1.6 | 2.0 | 1.7 | 2.1 | 2.5 | 2.6 | 2.6 | 2.8 |
| 一酸化二窒素 | 7.5 | 8.9 | 8.9 | 9.1 | 9.1 | 9.3 | 13.1 | 9.7 | 9.7 |
| ハイドロフルオロカーボン類 | 30.8 | 10.2 | 25.9 | 16.9 | 24.9 | 26.6 | 24.4 | 26.8 | 28.0 |
| パーフルオロカーボン類 | 20.7 | 64.4 | 44.4 | 15.5 | 12.5 | 6.8 | 2.9 | 2.1 | 3.2 |
| 六ふっ化硫黄 | 191.2 | 61.6 | 6.8 | 3.7 | 5.3 | 3.4 | 2.7 | 4.1 | 5.4 |
| 三ふっ化窒素 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 総排出量 | 2,788.4 | 2,479.9 | 2,497.2 | 2,334.1 | 2,298.6 | 2,293.9 | 2,404.7 | 2,349.4 | 2,320.8 |

※基準年度の排出量は、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素が1990年度、それ以外のガスが1995年度
 ※合計値は四捨五入の関係で、マトリックス表の数値及び各欄の合計値と必ずしも一致しない。
 ※国の算定マニュアルの改定等に伴い再算定した値であり、これまでの公表値と異なる。

出典：川崎市資料

図 2-1-1 川崎市の温室効果ガス排出量の推移



出典：川崎市資料

2 川崎市の二酸化炭素の排出状況

二酸化炭素排出量は、エネルギー転換部門、産業部門、工業プロセス部門等では基準年度より削減している一方、民生部門（家庭系）と民生部門（業務系）では増加しており、2015年度の排出量はそれぞれ基準年度比73.7%、103.7%の増加となっている。

また、部門別構成比を見ると、産業系（エネルギー転換部門、産業部門、工業プロセス部門）の排出量が7割以上を占めている。これは、臨海部を中心に製造業が集積しているためで、全国平均の4

割程度と比較して非常に高い比率となっている。

表 2-1-2 川崎市の部門別の二酸化炭素排出量

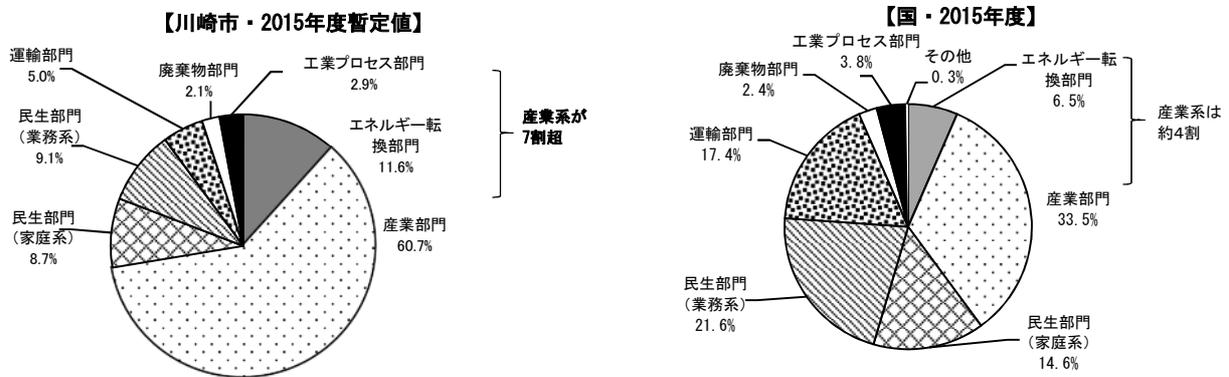
(単位: 万t-CO₂)

| 部門 | 1990年度 | 2013年度 | 1990年度からの増減 | | 2015年度 暫定値 | 1990年度からの増減 | |
|---------|---------|---------|-------------|---------|---------------|-------------|---------|
| | | | 1990年度からの増減 | 1990年度比 | | 1990年度からの増減 | 1990年度比 |
| エネルギー転換 | 349.3 | 242.0 | -107.3 | -30.7% | 264.3 | -85.0 | -24.3% |
| 産業 | 1,711.9 | 1,448.4 | -263.5 | -15.4% | 1,379.6 | -332.2 | -19.4% |
| 民生(家庭系) | 110.8 | 213.8 | 103.0 | 93.0% | 192.3 | 81.6 | 73.7% |
| 民生(業務系) | 102.0 | 211.5 | 109.6 | 107.4% | 207.7 | 105.8 | 103.7% |
| 運輸 | 124.7 | 122.8 | -1.9 | -1.5% | 113.5 | -11.3 | -9.0% |
| 廃棄物 | 44.8 | 45.2 | 0.5 | 1.1% | 48.4 | 3.6 | 8.1% |
| 工業プロセス | 93.4 | 75.3 | -18.2 | -19.4% | 65.8 | -27.6 | -29.6% |
| 全部門 | 2,536.8 | 2,359.0 | -177.8 | -7.0% | 2,271.7 | -265.1 | -10.4% |

※合計値は四捨五入の関係で、マトリックス表の数値及び各欄の合計値と必ずしも一致しない。
 ※国の算定マニュアルの改定等に伴い再算定した値であり、これまでの公表値と異なる。

出典：川崎市資料

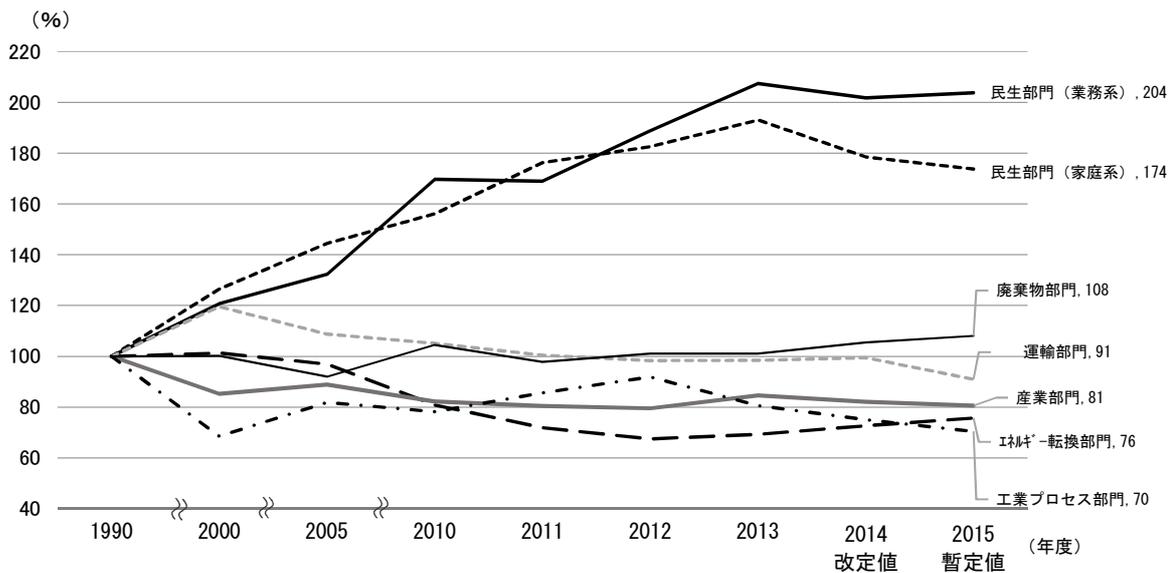
図 2-1-2 2015 年度の二酸化炭素排出量の部門別構成比



※国の算定マニュアルの改定等に伴い再算定した値であり、これまでの公表値と異なる。

出典：川崎市資料、2015年度の温室効果ガス排出量(確報値)について(環境省)

図 2-1-3 川崎市の二酸化炭素の部門別排出量の推移(1990年度を100とした場合)



※国の算定マニュアルの改定等に伴い再算定した値であり、これまでの公表値と異なる。

出典：川崎市資料

第3章 重点プロジェクト

1 エコ暮らし推進プロジェクト

地球温暖化対策等の推進には、市民一人ひとりが低炭素・資源循環・自然共生型のライフスタイルに転換していくことが重要である。国民運動「COOL CHOICE」と連携しながら、川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）、川崎市地球温暖化防止活動推進センター、川崎市地球温暖化防止活動推進員等と連携し、普及啓発を推進する。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会を契機とした「かわさきエコ暮らし未来館」等での情報発信の強化等を進める。

<主な取組>

- エコ暮らし（スマートライフスタイル）の推進
 - ・川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）のネットワークを活用したCOOL CHOICEをはじめとする協働の取組の推進
 - ・川崎市地球温暖化防止活動推進センターや川崎市地球温暖化防止活動推進員と連携した取組の推進
 - ・地球温暖化その他の環境問題の意識啓発や地域緑化、子ども向けの環境事業など、学校や企業、地域等と連携し、各区の特徴を活かした取組を推進
- 環境教育・環境学習の推進
 - ・かわさきエコ暮らし未来館、王禅寺エコ暮らし環境館等を活用した環境教育・学習の推進
 - ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会を契機としたかわさきエコ暮らし未来館等の情報発信の強化

<関連する主な施策>

| 体系 | 施策名 |
|-------|-----------------------|
| I-1-① | エコ暮らし（スマートライフスタイル）の推進 |
| I-2-① | 環境教育・学習の推進 |

2 環境エネルギー推進プロジェクト

増加傾向にある都市活動に係る二酸化炭素排出量を抑制し、持続可能なまちづくりを進めるため、再生可能エネルギーの導入やICT活用などのエネルギーの最適利用により、災害時における安全・安心、市民生活の利便性・快適性の向上を図るとともに、建築物のエネルギー性能の向上、次世代エネルギー等の導入などの取組を進める。

<主な取組>

- エネルギーの地産地消・自立分散の推進
 - ・災害時にも活用するため住宅用太陽光発電設備と蓄電池を併せた導入や、電気自動車（EV）等の蓄電機能の有効活用（Vehicle to Home）の導入補助
 - ・共同住宅等への再生可能エネルギー導入調査及び調査結果を踏まえた効果的な取組の推進

- エネルギーの最適利用の推進
 - ・「都市計画マスタープラン」に基づくコンパクトで効率的なまちづくりの推進
 - ・新本庁舎における最適なエネルギーマネジメントの実現に向けた取組の推進
 - ・川崎駅周辺地区におけるスマートコミュニティ事業の推進
- 次世代エネルギー等の導入の推進
 - ・「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づく取組の推進
 - ・廃棄物発電の活用に向けた取組の推進
- 建築物のエネルギー性能の向上
 - ・Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の導入補助
 - ・建築物環境配慮制度（C A S B E E川崎）、低炭素建築物認定制度等の運用
 - ・建築物省エネ法に基づく審査等の実施
- 次世代自動車等の普及の推進
 - ・電気自動車（E V）や燃料電池自動車（F C V）等の次世代自動車の普及の推進

<関連する主な施策>

| 体系 | 施策名 |
|-------|---------------------|
| Ⅲ－１－① | エネルギーの地産地消・自立分散の推進 |
| Ⅲ－１－② | エネルギーの最適利用の推進 |
| Ⅲ－１－③ | 次世代エネルギー等の導入の推進 |
| Ⅲ－２－① | 新築建築物の省エネ化・ゼロエネ化の推進 |
| Ⅲ－２－② | 既築建築物のエネルギー性能の向上の推進 |
| Ⅳ－１－③ | 次世代自動車等の普及の推進 |

3 グリーンイノベーション・環境技術活用プロジェクト

川崎市には、地球温暖化対策等に活用できる優れた環境技術を有する企業や、多数の研究開発機関が立地している。こうした川崎市の特徴を活かし、地球温暖化対策等に資する製品・サービスの国内外への普及や国際的な環境活動、環境技術の移転などにより、市内産業の活性化とともに地球規模での対策に貢献する。

<主な取組>

- グリーンイノベーション推進方針に基づく取組
 - ・「かわさきグリーンイノベーションクラスター」と連携した研究会の開催等の取組の推進
- 地球温暖化対策等に資する製品・技術等の普及
 - ・優れた環境技術・製品等を認定・認証する低C O₂川崎ブランド等の推進
 - ・市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングの場を提供する「川崎国際環境技術展」の開催
- 環境技術を活かした国際貢献
 - ・国際連合環境計画（U N E P）やJ I C A等の国際・研究機関との連携
- 大規模事業者における温室効果ガス排出量の削減の推進
 - ・事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度の運用、優れた取組を行った事業者の表彰の実施

○ スマートコンビナート等の推進

- ・ 臨海部立地企業で構成されるNPO法人や神奈川県等と連携した川崎臨海部における資源循環・未利用エネルギー有効活用の検討や情報発信の実施

<関連する主な施策>

| 体系 | 施策名 |
|-------|---------------------------|
| Ⅱ-1-① | 大規模事業者における温室効果ガス排出量の削減の推進 |
| Ⅱ-1-③ | スマートコンビナート等の推進 |
| Ⅷ-1-① | 環境技術の普及と次世代技術の開発等の推進 |
| Ⅷ-1-② | 環境技術を活かした国際貢献の推進 |
| Ⅷ-2-① | 環境に関する総合的な研究の推進 |

4 市の率先行動推進プロジェクト

市役所は、市民・事業者に率先して温室効果ガス排出量の削減に努める必要がある。公共施設における創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組や公用車における次世代自動車の導入等の取組、下水処理や廃棄物処理の過程において排出する温室効果ガスの対策等を進める。

<主な取組>

- 公共施設における創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組の推進
 - ・ 市施設の省エネルギー診断等により運用改善による省エネルギーの推進
 - ・ 施設の新築や改築時等における高効率機器等の環境配慮技術の導入の推進
 - ・ 麻生区役所、麻生スポーツセンター等でのE S C O事業の実施
- 公用車における次世代自動車の導入推進
 - ・ 公用車における次世代自動車、低公害・低燃費車等の導入
 - ・ 廃棄物発電を活用したごみ収集車等の導入

<関連する主な施策>

| 体系 | 施策名 |
|-------|------------------------|
| Ⅱ-2-① | 市施設における温室効果ガス排出量の削減の推進 |
| Ⅱ-2-② | 公用車における次世代自動車の導入等の推進 |
| Ⅱ-2-③ | 環境に配慮した契約や物品購入の推進 |

第4章 施策ごとの主な取組

I 低炭素で快適な市民生活のまち

<基本計画における基本的方向>

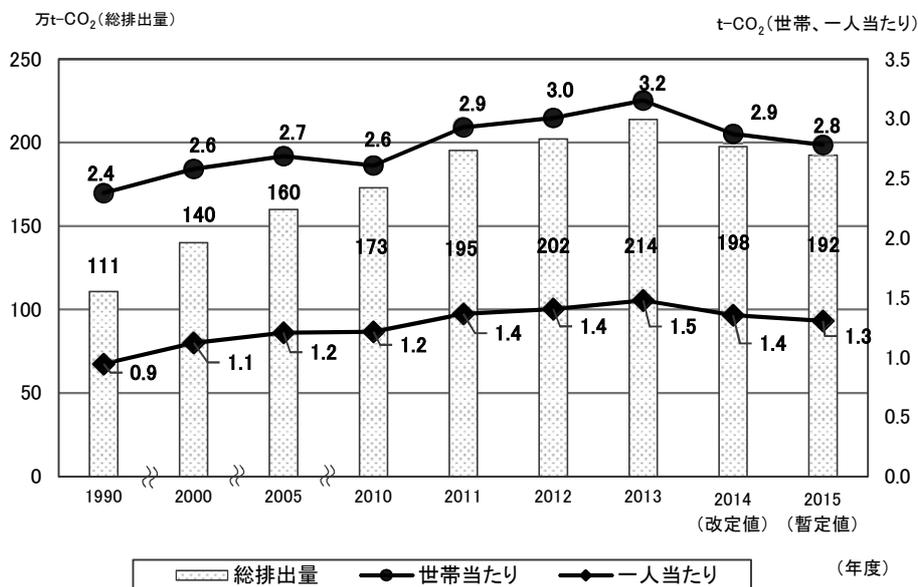
- 川崎市地球温暖化防止活動推進センターを核に、川崎市地球温暖化防止活動推進員や事業者などの多様な主体の協働のもと、市民や事業者の節電・省エネなどの環境配慮行動を実践する「エコ暮らし」を広く発信する。あわせて、多くの企業が立地する川崎市の特性を踏まえ、従業員による実践活動も促す。こうした取組により、市民生活における温室効果ガス排出量削減を推進する。
- 環境に配慮したライフスタイルや気候変動への適応の理解を深めるとともに、環境配慮行動の実践や環境にやさしい商品・サービスの選択を促すため、将来を担う子どもから大人まで、ライフステージに応じた環境教育・環境学習を推進する。

現状と課題

民生部門（家庭系）の二酸化炭素排出量は2013年度まで増加傾向にあったが、その後、減少に転じている。市域における家庭部門のエネルギー使用量も、世帯数・人口の増加や電化製品の普及等の影響により、基準年度よりは増加したものの、省エネルギーの取組等により2013年度をピークに減少に転じている。

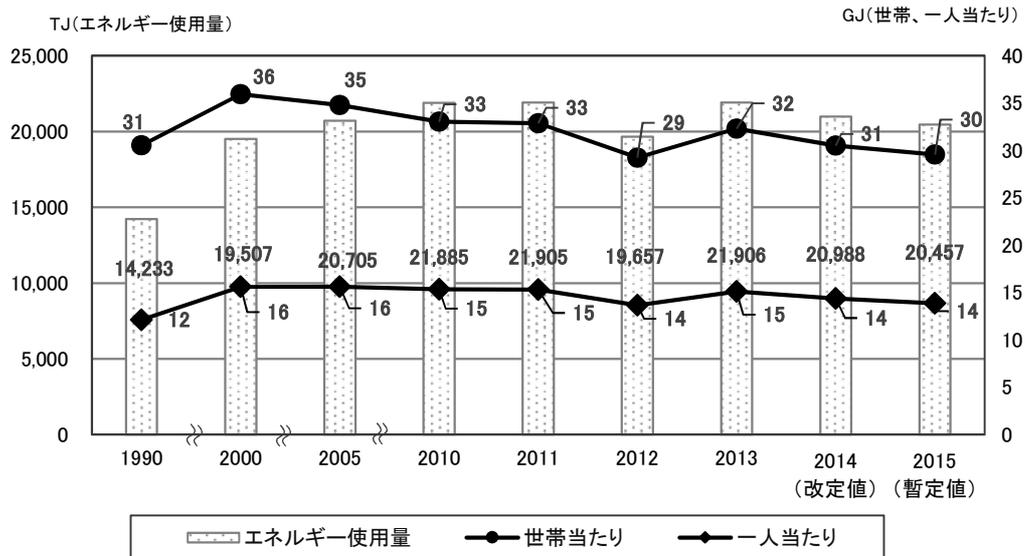
しかしながら、市域の世帯数・人口の増加は2030年度まで続く見込みとなっており、追加的な対策を講じない場合には、民生部門（家庭系）の二酸化炭素排出量が増加すると予測される。

図4-I-1 民生部門（家庭系）の二酸化炭素排出量の推移



出典：川崎市資料

図4-I-2 民生部門（家庭系）のエネルギー使用量の推移



(出典：川崎市資料)

主な指標

| 主な指標 | | 現 状 | 目標、目安等 |
|--------------------------|------------------|---|---|
| 二酸化炭素排出量（民生部門（家庭系）） | | 213.8 万トン - CO ₂ (2013 年度) | 2030 年度における目安 124 万トン - CO ₂ |
| 世帯当たり二酸化炭素排出量（民生部門（家庭系）） | | 3.2 トン - CO ₂ /世帯 (2013 年度) | 2030 年度における目安 1.7 トン - CO ₂ /世帯 |
| 環境関連施設 の利用者数 | かわさきエコ暮らし未来館 | 12,268 人 (2016 年度) | — |
| | 王禅寺エコ暮らし環境館 | 11,793 人 (2016 年度) | — |
| | 橘りサイクルコミュニティセンター | 16,184 人 (2016 年度) | — |

指標一覧は p 44 に掲載

施策ごとの主な取組

基本計画に示す施策ごとの方向性を踏まえ、第1期実施計画期間においては、次のとおり取り組んでいく。

I-1 市民生活における温室効果ガス排出量削減の推進

① エコ暮らし（スマートライフスタイル）の推進

基本計画における方向性

市民生活における温室効果ガス排出量の削減に向けては、生活の質の向上も考慮しながら、節電などの環境に配慮した行動、省エネ機器等の選択・導入、さらに再生可能エネルギーの利用など「エコ暮らし」の実践を定着させていく必要がある。

このため、市民・事業者などのさまざまな主体と連携し、各区の特徴を活かした取組やうちエコ診断の活用などの幅広い普及啓発を実施するとともに、ICTを効果的に活用した取組などを推進していく。

第1期実施計画期間における取組

市民、事業者などのさまざまな主体との協働により、温室効果ガス削減の普及啓発の取組を推進する。

＜主な取組＞ 事務事業一覧はp46に掲載

- ・川崎温暖化対策推進会議（CC 川崎エコ会議）のネットワークを活用した COOL CHOICE をはじめとする協働の取組を推進
- ・川崎市地球温暖化防止活動推進センターや川崎市地球温暖化防止活動推進員と連携した取組を推進
- ・地球温暖化その他の環境問題の意識啓発や地域緑化、子ども向けの環境事業など、学校や企業、地域等と連携し、各区の特徴を活かした取組を推進

I-2 環境教育・環境学習の推進

① 環境教育・環境学習の推進

基本計画における方向性

地球温暖化対策等の推進には、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて取組を進め、気温上昇や強雨の発生、生物多様性への影響などを含めて地球環境に関する理解を向上させていく必要がある。このため、副読本等を活用した環境教育の推進、川崎市地球温暖化防止活動推進員による学校、地域等での環境教育・環境学習、区役所における取組などを推進していく。

また、川崎区浮島町にある「かわさきエコ暮らし未来館」、麻生区王禅寺にある「王禅寺エコ暮らし環境館」、高津区の高津市民館内にある「CCかわさき交流コーナー」などの環境教育・環境学習拠点を有効に活用し、特に持続可能性への取組を掲げる東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会を契機とした情報発信の強化などに取り組んでいく。

さらに、川崎市地球温暖化防止活動推進員をはじめとした地球温暖化防止活動に取り組むリーダーの育成などを推進していく。

第1期実施計画期間における取組

学校、地域等での環境教育・環境学習の取組を進めるとともに、「かわさきエコ暮らし未来館」等の環境教育・環境学習拠点を有効に活用し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会を契機とした情報発信の強化に取り組む。

＜主な取組＞ 事務事業一覧はp47に掲載

- ・川崎市地球温暖化防止活動推進センターや川崎市地球温暖化防止活動推進員、市民団体や企業などと連携し、環境教育、環境学習の取組を推進
- ・かわさきエコ暮らし未来館、王禅寺エコ暮らし環境館等を活用した普及啓発を実施
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会を契機としたかわさきエコ暮らし未来館等の情報発信の強化
- ・「環境教育・学習基本方針」に基づき、環境教育を総合的に推進
- ・生物多様性の保全に関する普及啓発の実施

Ⅱ 低炭素な事業活動のまち

＜基本計画における基本的方向＞

次の取組を着実に進めていくことで、低炭素な事業活動のまちの実現を目指す。

- 事業所における再生可能エネルギーなどの利用、エネルギーの効率的な利用を促し、低炭素型のビジネススタイルの普及、定着を図り、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を推進する。
- 市役所が、一事業者としてエネルギー使用量の削減、災害時等にも活用できる再生可能エネルギーの優先的な利用や環境に配慮した契約や物品の調達等を実施し、率先した取組を推進する。

【目標：2030 年度までに市役所の事業活動に伴う温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 23%削減する】

現状と課題

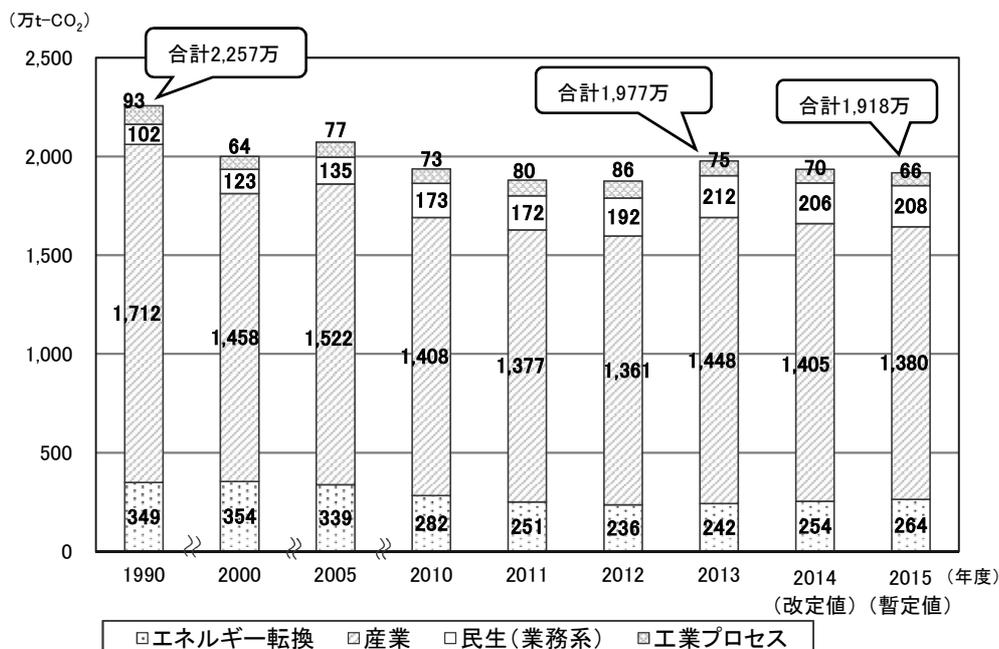
1 事業活動における温室効果ガス排出量

産業系（エネルギー転換部門、産業部門、工業プロセス部門）の二酸化炭素排出量は、基準年度と比較して減少しているが、民生部門（業務系）の排出量は増加している。

二酸化炭素以外の温室効果ガスでは、メタン、一酸化二窒素の排出量は基準年度より増加し、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄は基準年度より減少している（p8表2-2-1参照）。

条例に基づく特定事業者（原油換算で1,500k1/年以上のエネルギーを使用する事業者等）の事業活動に伴う温室効果ガス排出量は減少傾向にあるが、引き続き、エネルギー使用量の削減等による二酸化炭素排出量の削減を推進していくとともに、二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量についても更なる削減を促していく必要がある。

図4-Ⅱ-1 エネルギー転換部門、産業部門、民生部門（業務系）及び工業プロセスの二酸化炭素排出量の推移

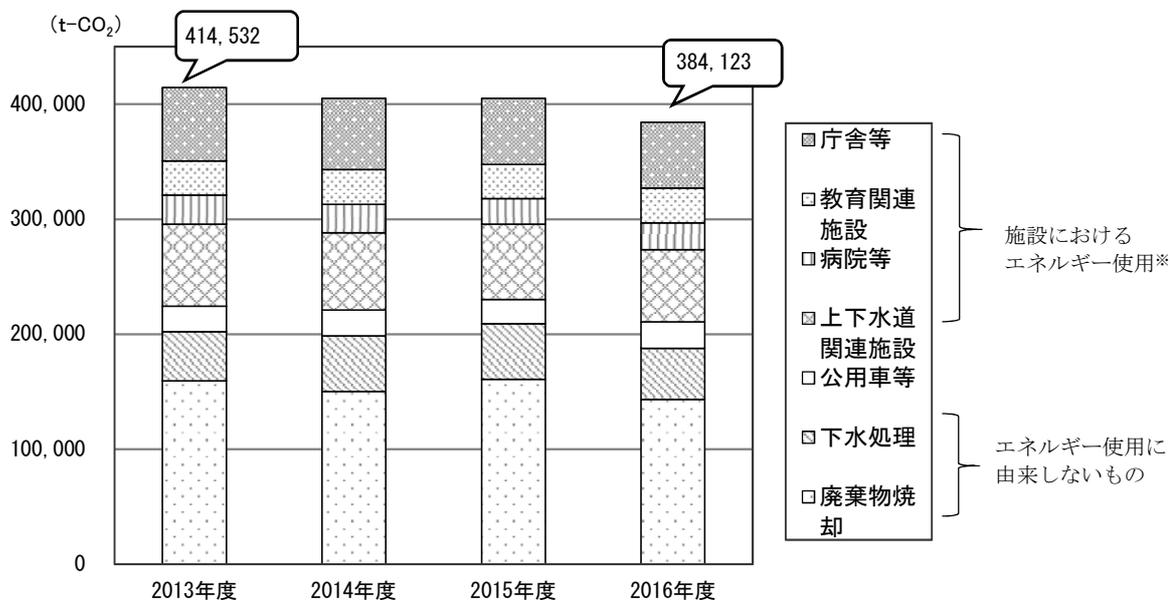


出典：川崎市資料

2 市役所の率先取組

市役所から排出する温室効果ガスの排出量は、人口・世帯の増加による行政需要の拡大や公共施設床面積の増加、電力排出係数の悪化等により増加したものの、近年は市施設での都市ガス使用量、電気使用量が減少に転じ、温室効果ガス排出量も減少傾向にある。しかしながら、世帯数・人口の増加は2030年度まで続く見込みとなっており、今後も行政需要の拡大が見込まれる。

図4-II-2 市役所の温室効果ガス排出量



※施設におけるエネルギー使用に由来する排出量については、省エネ法等の報告単位により区分

出典：川崎市資料

主な指標

| 主な指標 | 現 状 | 目標、目安等 |
|---|--|--|
| 二酸化炭素排出量 (エネルギー転換部門、産業部門、民生部門(業務系)、工業プロセス部門) | 1,977万トン-CO ₂ (2013年度) | 2030年度における目安 1,664万トン-CO ₂ |
| 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量 | 45.7万トン-CO ₂ (2013年度) | — |
| 市の事業活動に伴う温室効果ガス排出量 | 414,532トン-CO ₂ (2013年度) | 2030年度における目標 2013年度比23%削減 |
| 公共施設における再生可能エネルギー導入量 | 26,225kW 内、太陽光発電 3,824kW (2016年度) | — |

指標一覧はp44に掲載

施策ごとの主な取組

基本計画に示す施策ごとの方向性を踏まえ、第1期実施計画期間においては、次のとおり取り組んでいく。

Ⅱ-1 事業活動における温室効果ガス排出量の削減の推進

① 大規模事業者における温室効果ガス排出量の削減の推進

基本計画における方向性

これまで、条例に基づく事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度を効果的に運用することで、事業者の自主的な取組を促し、温室効果ガス排出量を削減してきた。

しかしながら、依然として産業系からの排出量が7割を超える川崎市において、大規模事業者における取組は重要であることから、環境性能の優れた設備等の導入やさらなる自主的な取組を推進する必要がある。このため、事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度において優れた取組を行った事業者の表彰等により、大規模事業者における温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいく。

また、神奈川県と連携し、地球温暖化係数の大きい代替フロン類等の削減に向けた啓発も進めていく。

第1期実施計画期間における取組

事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度において優れた取組を行った事業者の表彰等により、大規模事業者における温室効果ガス排出量の削減に取り組む。

<主な取組> 事務事業一覧はp48に掲載

- ・ 条例に基づき、事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度を運用するとともに、優れた取組を行った事業者の表彰等の実施などにより、事業者の自主的な取組を促進
- ・ 地球温暖化係数の大きい代替フロン類等の削減に向けた啓発を実施

② 中小規模事業者における温室効果ガス排出量の削減の推進

基本計画における方向性

中小規模事業者については、専門的な知識や資金面での支援を行うことで、温室効果ガス排出量の削減の取組に繋がることが期待できる。このため、事業所の省エネルギー診断や、省エネ機器等への補助などにより温室効果ガス削減を促す支援を行っていく。

第1期実施計画期間における取組

事業所の省エネルギー診断や、中小規模事業者が導入する省エネ機器等への補助、融資制度の紹介により効果的な省エネ支援を推進する。

＜主な取組＞ 事務事業一覧はp48に掲載

- ・省エネ診断・補助・融資を一体的に運用するなど、効果的な省エネ支援を推進
- ・街路灯のLED化等の商店街エコ化プロジェクト事業を推進

③ スマートコンビナート等の推進

基本計画における方向性

京浜臨海部には、石油精製、石油化学、鉄鋼、化学、電気・ガスなどの素材・エネルギー産業が立地しており、様々な企業間連携が可能な環境がある。

これまでも、千鳥・夜光地区コンビナート内で火力発電所の蒸気を活用する取組や川崎エコタウンでの資源循環の高度化などが進められてきており、今後も、未利用エネルギーの活用や資源循環型社会の構築など、地域特性を活かした取組を進めていく。

第1期実施計画期間における取組

川崎エコタウンで立地企業等の資源循環の取組を支援するとともに、臨海部立地企業等と連携し、川崎臨海部における資源循環・未利用エネルギー有効活用の検討や情報発信を行う。

＜主な取組＞ 事務事業一覧はp48に掲載

- ・川崎エコタウン立地企業の取組を支援するとともに、取組成果等を国内外に情報発信
- ・臨海部立地企業で構成されるNPO法人や神奈川県等と連携し、川崎臨海部における資源循環・未利用エネルギー有効活用の検討や情報発信を実施
- ・臨海部ビジョンに示す「目指す将来像」実現に向けて、低炭素型インダストリーエリア構築プロジェクトなどの検討、関連事業を推進

II-2 市役所の率先取組の推進

① 市施設における温室効果ガス排出量の削減の推進

基本計画における方向性

市役所は、市民・事業者にも率先して温室効果ガス排出量削減に努める必要があり、施設の省エネルギー診断に基づく運用改善、災害時等にも活用できる太陽光発電設備と蓄電池の導入、新築・改築時における高効率機器導入、緑化などの環境配慮の取組を推進していく。

また、省エネルギー化と維持管理費の低減を図るE S C O事業について、既存施設の設備改修に活用が可能な場合には導入するなど、民間のノウハウを活用した取組を推進していく。

さらに、下水処理や廃棄物処理においては、その過程においてエネルギー使用に由来しない温室効果ガスの排出があり、これらの対策もあわせて推進していく。

第1期実施計画期間における取組

市施設における創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進するとともに、エネルギーの使用に由来しない温室効果ガスの排出削減の取組についても引き続き推進する。

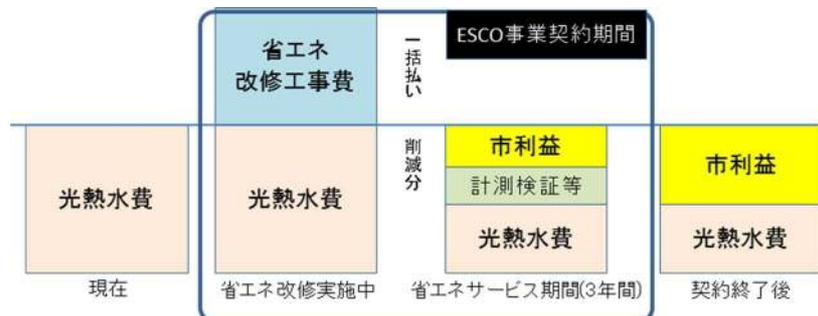
<主な取組> 事務事業一覧はp49に掲載

- ・市施設の省エネルギー診断等により運用改善による省エネルギーを推進
- ・施設の改築や改築時等に高効率機器等の環境配慮技術の導入を推進
- ・麻生区役所、麻生スポーツセンターでのE S C O事業の実施
- ・下水汚泥や廃棄物の焼却時に排出される温室効果ガスの削減の取組を実施



～ESCO 事業とは～

既存施設の設備改修において、民間のノウハウを活用しながら省エネルギー化と維持管理費の低減を図る事業



② 公用車における次世代自動車の導入等の推進

基本計画における方向性

川崎市環境配慮契約推進方針や川崎市グリーン購入推進方針に基づき、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）などの環境に配慮した次世代自動車の導入を進めるとともに、エコドライブを推進するなど、公用車における地球温暖化対策に取り組んでいく。

第1期実施計画期間における取組

川崎市環境配慮契約推進方針や川崎市グリーン購入推進方針に基づき、電気自動車や燃料電池自動車等の環境に配慮した自動車の導入を推進する。

＜主な取組＞ 事務事業一覧はp51に掲載

- ・ 公用車における次世代自動車、低公害・低燃費車等の導入
- ・ 廃棄物発電を活用したごみ収集車等導入事業の推進

③ 環境に配慮した契約や物品購入の推進

基本計画における方向性

経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、環境に配慮した契約や調達を行うことは、環境に配慮した物品等が市場において一層普及していくことにつながっていく。

このため、グリーン購入推進方針に基づく環境に配慮した物品・サービスの調達や、川崎市環境配慮契約推進方針に基づき、電気事業者の環境配慮の取組を評価した環境配慮電力入札など、契約時における競争性を確保しながら、環境性能も含め総合的に評価する取組を推進する。

第1期実施計画期間における取組

市役所の率先取組として、環境に配慮した契約や物品購入を推進する。

＜主な取組＞ 事務事業一覧はp51に掲載

- ・ 環境配慮電力入札等の環境配慮契約の推進
- ・ グリーン購入の推進

Ⅲ 再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用による低炭素なまち

＜基本計画における基本的方向＞

次の取組を着実に進めていくことで、創エネ・省エネ・蓄エネの推進を基本に、再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用による低炭素なまちの実現を目指す。

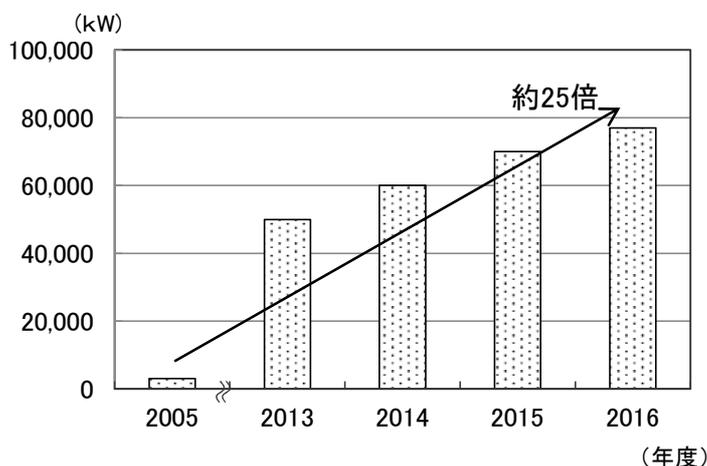
- ICTを活かしたエネルギーマネジメントシステム（EMS）などによる効率的なエネルギー利用や、災害時にも有効な再生可能エネルギー、蓄電池、コージェネレーションシステムの導入によるエネルギーの自立分散を進める。あわせて、将来の温室効果ガスの大幅な削減の可能性につながる水素などの次世代エネルギーの導入を推進する。
- LED照明やコージェネレーションシステム、燃料電池などの高効率機器の導入とともに、ヒートショック対策等にも寄与する高断熱、高气密、そして長寿命等の環境に配慮した住宅・建物の建築などにより、建築物のエネルギー性能の向上を進める。

現状と課題

市内の太陽光発電設備容量は、2005年度と比較して、2016年度末に約25倍に増加した。また、住宅用太陽光発電設備等への補助事業では、太陽光発電設備導入量が2005年度比で約8.9倍に増加している。こうした中で、川崎市域の特性を踏まえつつ、廃棄物発電といったバイオマスを初めとする太陽光以外の再生可能エネルギーの導入にも取り組んでいく必要がある。

また、2013年度の市内の総住宅数は75万3,600戸で、5年間の増加率は9.8%で全国の増加率を上回っている。市域の世帯数・人口の増加は2030年度まで続く見込みとなっており、引き続き、環境に配慮した建築物の普及促進を図る必要がある。

図4-Ⅲ-1 市内の太陽光発電容量の推移



出典：川崎市資料

主な指標

| 主な指標 | 現状 | 目標、目安等 |
|--------------|--|--------|
| 再生可能エネルギー導入量 | 約 188,000 kW 内、太陽光発電 約 77,000 kW (2016年度) | — |

指標一覧は p 44 に掲載

施策ごとの主な取組

基本計画に示す施策ごとの方向性を踏まえ、第1期実施計画期間においては、次のとおり取り組んでいく。

Ⅲ-1 再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用の推進

① エネルギーの地産地消・自立分散の推進

基本計画における方向性

これまで、住宅、事業場等での太陽光発電設備の設置や臨海部における大規模太陽光発電所整備など、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの導入を推進してきた。再生可能エネルギーは、災害時に活用できる電源にもなることから、蓄電池を併せた導入や、電気自動車（EV）の蓄電機能を活用し、電力を住宅と融通するV2H（Vehicle to Home）等の導入を進める。また、これらの取組とあわせてコージェネレーションシステムを有効活用することにより、エネルギーの地産地消・自立分散を推進していく。

第1期実施計画期間における取組

低炭素社会の構築や自立分散型エネルギーの確保に向けて、創エネ・省エネ・蓄エネを組み合わせ、総合的なエネルギーに関する取組を推進する。

<主な取組> 事務事業一覧はp52に掲載

- ・災害時にも活用するため住宅用太陽光発電設備と蓄電池を併せた導入や、電気自動車等の蓄電機能の有効活用（Vehicle to Home）の導入補助
- ・共同住宅等への再生可能エネルギー導入調査及び調査結果を踏まえた効果的な取組の推進
- ・かわさきエコ暮らし未来館等を活用した普及啓発の実施

② エネルギーの最適利用の推進

基本計画における方向性

これまで、条例に基づく事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度を効果的に運用することで、事業者の自主的な取組を促し、温室効果ガス排出量を削減してきた。

エネルギー分野におけるICTの活用が進展してきており、エネルギーマネジメントシステム（EMS）によるエネルギー消費量の削減や電力使用のピークカットなど、エネルギーの最適利用を推進していく。

また、様々な都市機能の効率的な集約化等による環境にやさしく利便性の高いコンパクトな都市の形成や、開発事業における環境配慮など、エネルギーが効率的に利用される低炭素都市づくりを推進していく。

第1期実施計画期間における取組

エネルギーマネジメントシステム（EMS）によるエネルギーの最適利用の推進に取り組みむとともに、エネルギーが効率的に利用される低炭素都市づくりを推進する。

＜主な取組＞ 事務事業一覧はp52に掲載

- ・「都市計画マスタープラン」に基づくコンパクトで効率的なまちづくりの推進
- ・新本庁舎における最適なエネルギーマネジメントの実現に向けた取組の推進
- ・低炭素で持続可能な社会の構築に向けたスマートシティの推進
- ・川崎駅周辺地区におけるスマートコミュニティ事業の推進
- ・条例に基づく開発事業地球温暖化対策計画書制度や川崎市環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価制度による事前環境配慮の推進

③ 次世代エネルギー等の導入の推進

基本計画における方向性

川崎市では、次世代エネルギーとして期待される水素について、事業者と連携し水素に関する実証事業等を行っており、将来の温室効果ガス排出量の大幅な削減に向けて水素利用を推進していく。また、廃棄物発電の活用など、未利用エネルギーなどの活用も進めていく。

第1期実施計画期間における取組

事業者との連携のもと、水素社会の構築を目指した取組を推進するとともに、廃棄物発電の新たな活用法を検討する。

＜主な取組＞ 事務事業一覧はp53に掲載

- ・関係団体と連携した新エネルギー産業の創出・育成を促進
- ・「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づく取組の推進
- ・廃棄物発電の活用に向けた取組の推進



～廃棄物発電の活用法～

○市のごみ焼却処理施設では、年間で110,000,000kWh以上の電気を発電している。世帯数に換算すると、30,000世帯以上の年間使用電力に相当 ※1世帯3,600kWh/年として計算
また、全発電量をCO₂に換算すると約55,000t-CO₂もの排出量削減効果がある。
※参考 CO₂排出量係数：0.5kg-CO₂/kWhとした場合

○市のごみ焼却施設で発電した電力（売電）と、市の公共施設で使用した電力（買電）を一括して契約するなどにより、市が自ら発電した電気を、市の公共施設で自ら使用する「エネルギーの地産地消」が期待される。
【メモ】送電線は一般電気事業者（東電等）の設備を利用

Ⅲ-2 建築物のエネルギー性能の向上

① 新築建築物の省エネ化・ゼロエネ化の推進

基本計画における方向性

住宅や事業用のビルなどの建築物は、建設後の使用年数も長く建築時における対策が重要である。このため、建築物省エネ法やCASBEE川崎などの法令等に基づく取組にくわえ、LED照明やコージェネレーションシステム、燃料電池などの高効率機器の導入により、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を進めることで、新築建築物の省エネ化等を推進する。

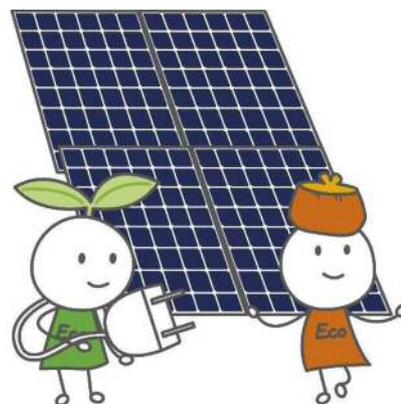
また、ZEH（ネット・ゼロエネルギー・ハウス）等のゼロエネルギー建築物や、資材製造・建築段階から解体・再利用まで含めたライフサイクル全体で二酸化炭素排出量がマイナスになるライフサイクル・カーボン・マイナス住宅などの普及も進めていく。

第1期実施計画期間における取組

新築建築物について、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進するとともに、高い省エネ性能を有する建築物の普及を促進する。

<主な取組> 事務事業一覧はp53に掲載

- ・創エネ・省エネ・蓄エネ設備等設置支援を通じた災害時にも有効な住宅等における蓄電機能の強化（ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の導入補助）
- ・共同住宅等への再生可能エネルギー導入調査及び調査結果を踏まえた効果的な取組の推進
- ・建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）、低炭素建築物認定制度等の運用
- ・建築物省エネ法に基づく審査等の実施



② 既築建築物のエネルギー性能の向上の推進

基本計画における方向性

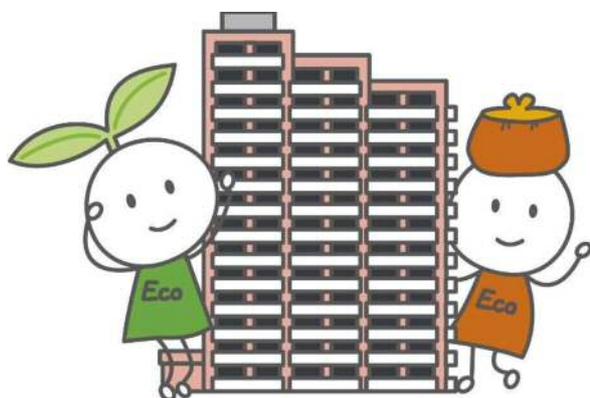
既築建築物は、空調、照明などの省エネ化や再生可能エネルギー機器等の導入といった創エネ・省エネ・蓄エネ化を進めることなどにより、エネルギー性能の向上を推進していく。

第1期実施計画期間における取組

既存建築物のエネルギー性能の向上に向け、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進する。

<主な取組> 事務事業一覧はp54に掲載

- ・創エネ・省エネ・蓄エネ設備等設置支援を通じた災害時にも有効な住宅等における蓄電機能の強化
- ・共同住宅等への再生可能エネルギー導入調査及び調査結果を踏まえた効果的な取組の推進
- ・健康長寿の住まいづくりに向けた住宅の断熱化の取組の推進



IV 低炭素な交通環境のまち

<基本計画における基本的方向>

- 環境にやさしい交通ネットワークの整備の推進、公共交通機関の利便性向上、次世代自動車等の普及推進などにより、市民や川崎を訪れる人が快適、便利に利用できる低炭素な交通環境のまちの構築を目指す。

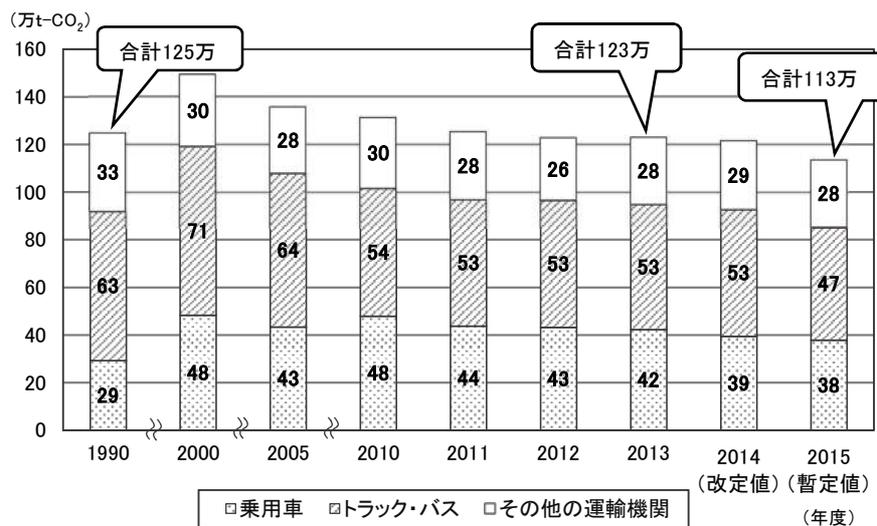
現状と課題

運輸部門の二酸化炭素排出量は、基準年度から一度増加したものの、2000年度以降は減少傾向で推移し、近年は基準年度の排出量を下回っている。

市内の電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）の普及台数は大幅に増加している。また、周辺都市と比較して、自動車分担率（利用割合）が低く、鉄道やバスなどの公共交通の分担率が高い傾向にある。

しかしながら、乗用車から排出する二酸化炭素排出量は基準年度より増加しているなど、引き続き、運輸部門からの二酸化炭素排出量の削減に取り組む必要がある。

図4-IV-1 運輸部門の二酸化炭素排出量の推移



出典：川崎市資料

表4-IV-1 市内の次世代自動車の普及台数（年度末時点）

| 車種 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| EV・PHV | 288 | 576 | 802 | 1,082 | 1,091 |
| FCV | — | — | — | 0 | 7 |
| HV | 14,899 | 19,767 | 25,443 | 30,500 | 39,016 |

<凡例> EV 電気自動車
 PHV プラグインハイブリッド自動車
 FCV 燃料電池自動車
 HV ハイブリッド自動車

出典：川崎市資料

主な指標

| 主な指標 | 現 状 | 目標、目安等 |
|----------------------------|--|---|
| 二酸化炭素排出量（運輸部門） | 123 万トン - CO ₂ （2013 年度） | 2030 年度における目安 99 万トン - CO ₂ |
| 次世代自動車普及率 （川崎市内保有台数シェア） | 約 9.6% （2016 年 3 月末） | — |

指標一覧は p 45 に掲載

施策ごとの主な取組

基本計画に示す施策ごとの方向性を踏まえ、第 1 期実施計画期間においては、次のとおり取り組んでいく。

IV-1 交通における温室効果ガス排出量削減の推進

① 環境にやさしい交通ネットワークの整備の推進

基本計画における方向性

都市計画道路などの道路整備等や立体交差事業の推進により環境にやさしい交通ネットワークの整備を進めるとともに、物流の効率化・モーダルシフトなどの自主的な取組を推進していく。
また、自転車ネットワークの構築を推進していく。

第 1 期実施計画期間における取組

環境にやさしい交通ネットワークの整備を進めるとともに、物流の効率化等の自主的な取組を推進する。

＜主な取組＞ 事務事業一覧は p 54 に掲載

- ・「総合都市交通計画」に基づく総合的かつ持続可能な交通政策の推進
- ・「道路整備プログラム」に基づく取組の推進
- ・環境配慮行動メニューなどの周知による事業者の自主的取組の促進

② 公共交通機関の利便性向上の推進

基本計画における方向性

路線バスサービスの充実、駅前や駅周辺地域の交通環境の整備、鉄道ネットワークの機能強化などにより、公共交通機関の利便性向上を推進していく。

第1期実施計画期間における取組

地域の特性やニーズを踏まえた路線バスサービスの充実に向けた取組や、駅周辺地区の交通機能の強化の取組、鉄道事業者等との連携した取組により、公共交通機関の利便性向上を推進する。

＜主な取組＞ 事務事業一覧はp55に掲載

- ・バスロケーションシステムの導入の促進、バス路線の機能強化に関する取組の推進等、路線バスサービスの充実に向けた取組を実施
- ・コミュニティ交通の導入に向けた地域協議会への支援
- ・駅周辺地区における魅力ある広域拠点の形成の推進や交通機能の強化等の取組の推進
- ・鉄道事業者や他自治体等と連携した鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進

③ 次世代自動車等の普及の推進

基本計画における方向性

電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車（乗用車・トラック・バス）や低公害・低燃費車の普及とともに、エコドライブなどにより、自動車における対策を推進していく。

また、電気自動車の蓄電機能を活用したV2H（Vehicle to Home）等の導入を促し、電気自動車の新たな付加価値の創出・普及を図るとともに、次世代自動車の普及に向けた利用環境の整備なども推進していく。

第1期実施計画期間における取組

次世代自動車、低公害・低燃費車の普及やエコドライブの普及に向けた取組を推進する。

＜主な取組＞ 事務事業一覧はp57に掲載

- ・電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の普及促進
- ・水素ステーション等の整備に向けた取組の推進
- ・エコ運搬制度による自動車環境対策の推進

V 多様なみどりが市民をつなぐまち

<基本計画における基本的方向>

- 市民・事業者・行政などさまざまな主体の連携により、緑地の保全、緑化の推進、公園緑地の整備、水辺空間の活用等を推進し、緑と水のネットワークを形成することで、地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和にくわえ、防災・減災にもつなげていく。

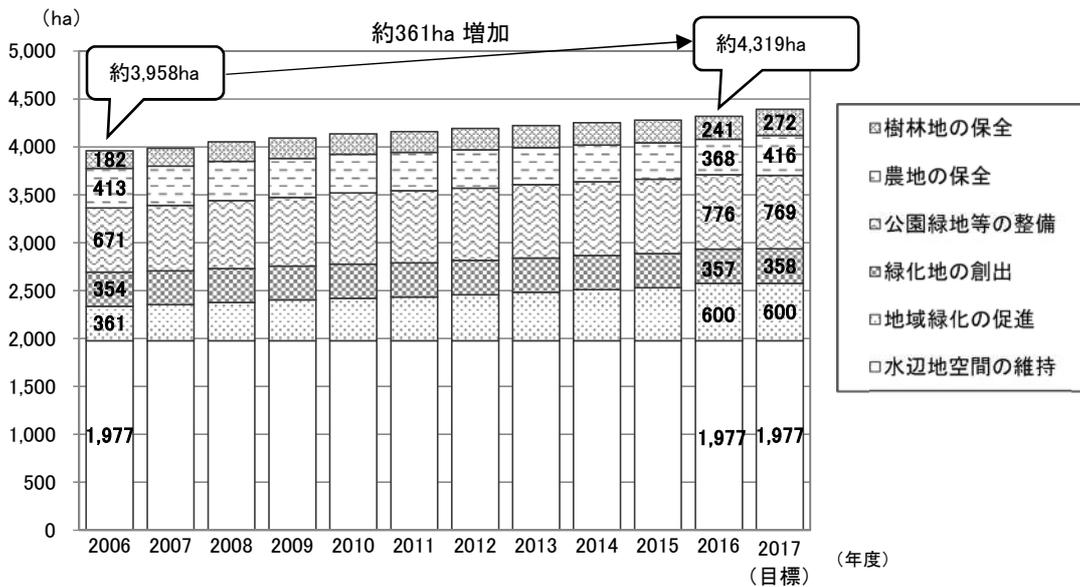
現状と課題

川崎市における緑の概況としては、多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川、臨海部の海が市域の骨格を形成し、川崎市を特徴づける重要な自然的環境資源となっている。また、北西部に位置する多摩丘陵には、丘陵地や台地の畑、果樹園、谷戸の樹林地など、まとまりのある緑が存在している。しかしながら、市域の大半が市街化区域であることなどにより、樹林地や農地の減少傾向が見られる。

こうした中で、川崎市では、緑地や農地保全などにより、公園緑地や緑化などの緑のインフラを保全・創出してきた。

緑の保全や緑化の推進、水辺環境の保全は地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和に寄与するものであり、「川崎市緑の基本計画」と連携した取組が重要である。

図4-V-1 緑の保全・創出施策の実績



出典：川崎市緑の基本計画（一部加筆）

主な指標

| 主な指標 | 現 状 | 目標、目安等 |
|---|----------------------|---------------------------|
| 保全、育成、創出、活用する緑の面積 (緑地保全、保全農地、緑化地、公園緑地、水辺地空間面積) | 4,319 ha (2016年度) | 2027年度における目標※ 4,532 ha |

※川崎市緑の基本計画による目標値

指標一覧は p 45 に掲載

施策ごとの主な取組

基本計画に示す施策ごとの方向性を踏まえ、第1期実施計画期間においては、次のとおり取り組んでいく。

V-1 緑地の保全・緑化等の推進

① 樹林地・農地の保全と緑化の推進

基本計画における方向性

多摩丘陵軸、多摩川崖線軸の緑をはじめ、市街地に残る身近な緑や里山・水辺地と一体となった緑の保全、回復、育成と農業振興地域及び生産緑地地区等における農地の保全・活用や「農」とのふれあいを推進していく。

また、緑化推進重点地区や地域緑化推進地区などにおける地域緑化と、公共公益施設や事業所による緑化を推進していく。

第1期実施計画期間における取組

市民等との協働により、樹林地・農地を保全し、緑化を推進する。

<主な取組> 事務事業一覧はp58に掲載

- ・特別緑地保全地区等の緑地保全に向けた取組の推進
- ・市民協働の手法を取り入れながら、保全緑地等の維持管理を推進
- ・「農業振興地域整備計画」に基づく農用地区域の適正管理の実施
- ・生産緑地地区の指定の推進による都市農地の保全
- ・地域緑化推進地区の認定・支援や、緑のボランティアなどへの活動支援
- ・ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上等に向けた市民100万本植樹運動の推進



② 公園緑地の整備の推進

基本計画における方向性

公園緑地は良好な都市環境の形成に資するものであり、地域特性に応じて、特色のある公園緑地の整備や身近な公園の整備を推進していく。

第1期実施計画期間における取組

地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備や身近な公園の整備を推進する。

<主な取組> 事務事業一覧はp60に掲載

- ・公園緑地の維持管理にあたっては、指定管理者制度を含めた更なる民間活力の導入による賑わい創出や魅力向上の取組を推進
- ・川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例、都市計画法や川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例に基づき、緑化や公園・緑地に関する協議を実施
- ・川崎市最大の緑の拠点である生田緑地について、自然環境を活かした総合公園としての整備の取組を推進
- ・川崎港緑化基本計画の基本方針に基づく港湾緑地整備の推進

③ 水辺空間の活用の推進

基本計画における方向性

運河や多摩川などの水辺地環境の保全・整備と活用、さらには臨海部の緑化地の創出と連携した風の道の形成を推進していく。

第1期実施計画期間における取組

二ヶ領用水等における親水空間の整備、多摩川の魅力向上の取組を推進するとともに、臨海部の緑化地の創出と連携した風の道の形成を推進する。

<主な取組> 事務事業一覧はp60に掲載

- ・「二ヶ領用水総合基本計画」に基づく事業の推進、渋川における「にぎわいの水辺ゾーン」「生物の水辺ゾーン」の整備推進
- ・かわさき臨海のもりづくり区域の取組の推進
- ・水辺の楽校、渡しの復活など、多摩川流域自治体との協働、連携の取組を実施
- ・多摩川河川敷の運動施設や公園施設の整備等、多摩川の魅力を活かす取組の推進

VI 低炭素な循環型のまち

＜基本計画における基本的方向＞

○ 市民・事業者・行政による3R（リデュース・リユース・リサイクル）、とりわけ環境負荷の低い2R（リデュース・リユース）を推進することで、プラスチックなどの化石燃料で作られた製品等の焼却時に発生する二酸化炭素排出量の削減を進める。あわせて廃棄物発電などごみ焼却時の熱エネルギーを最大限活用し、低炭素な循環型のまちの形成を推進する。

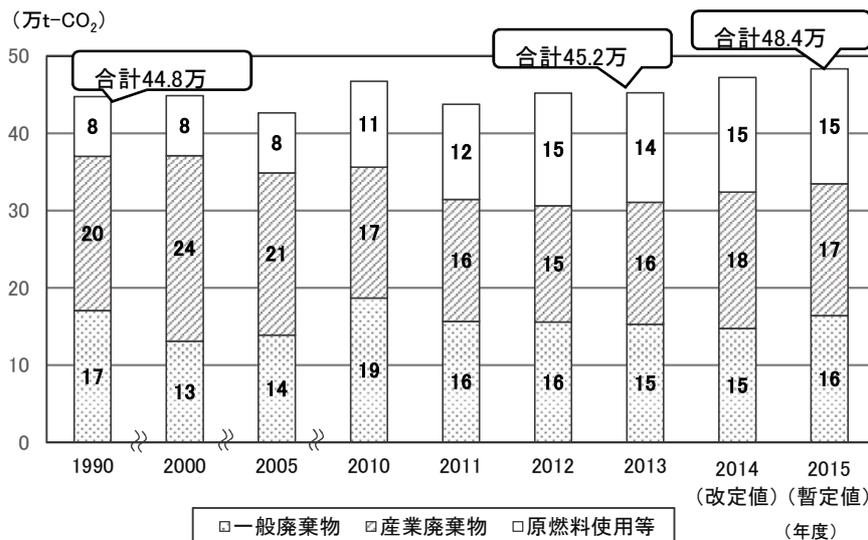
現状と課題

廃棄物部門の二酸化炭素排出量は、廃棄物の原燃料使用等による排出量*の増加により、全体として基準年度より増加している。

これまでのごみ減量の取組により、1人1日あたりのごみ排出量は減少しており、ごみ焼却量も削減されているが、持続可能な循環型社会の形成のため、引き続き、川崎市一般廃棄物処理基本計画や川崎市産業廃棄物処理指導計画に基づく取組により、廃棄物の発生抑制や資源化を推進していく必要がある。

※廃油から製造される燃料油、廃プラスチック類から製造される燃料油、ごみ固形燃料の使用による排出量

図4-VI-1 廃棄物部門の二酸化炭素排出量の推移



出典：川崎市資料



主な指標

| 主な指標 | 現 状 | 目標、目安等 |
|-----------------|---|---|
| 二酸化炭素排出量（廃棄物部門） | 45.2 万トン - CO ₂ (2013 年度) | 2030 年度における目安 36 万トン - CO ₂ |

指標一覧は p 45 に掲載

施策ごとの主な取組

基本計画に示す施策ごとの方向性を踏まえ、第 1 期実施計画期間においては、次のとおり取り組んでいく。

VI-1 循環型社会形成の推進

① 市民生活における廃棄物の 3R の推進

基本計画における方向性

市民生活における 3R の実践に向け、廃棄物減量指導員等との連携やごみゼロカフェなどの市民参加による普及啓発を進め意識向上を図るとともに、リサイクル体制の整備・拡充などを推進していく。

第 1 期実施計画期間における取組

循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化及びリサイクルを推進する。

<主な取組> 事務事業一覧は p61 に掲載

- ・総合的な環境学習ができる普及啓発拠点として、王禅寺エコ暮らし環境館において、3R に対する意識啓発を促進
- ・出前ごみスクールやふれあい出張講座の継続実施、資源物とごみの分別アプリの普及等により、ごみの減量化及び資源化の推進に向けた普及啓発を実施
- ・資源集団回収事業の拡充に向けた取組の推進
- ・分別収集の実施と、分別収集した資源物の適正かつ安定的な中間処理・資源化の推進

② 事業活動における廃棄物の 3R の推進

基本計画における方向性

事業活動における 3R 推進に向け、3R に取り組む店舗等に係る認定制度の普及、食品ロス対策、事業系資源物のリサイクルルート拡充などの事業系一般廃棄物の対策や、廃棄物自主管理事業、各種リサイクル法の適切な運用などの産業廃棄物の対策を推進していく。

第1期実施計画期間における取組

事業系資源物のリサイクルの推進や産業廃棄物排出事業者に対する指導等により、事業系ごみ及び産業廃棄物の3Rの取組を推進する。

＜主な取組＞ 事務事業一覧はp63に掲載

- ・3Rに取り組む店舗等に係る認定制度の普及や、事業系資源物のリサイクルルート拡充による事業系ごみの減量化の推進
- ・建設副産物リサイクルの取組の推進
- ・産業廃棄物排出事業者に対する3R及び適正処理の指導

③ 廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減の推進

基本計画における方向性

廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減に向け、環境にやさしいごみ輸送や処理センターの整備によるごみ発電事業等の余熱利用を推進するとともに、廃棄物発電の新たな活用の検討を進めていく。

第1期実施計画期間における取組

廃棄物の収集や焼却処理における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進するとともに、ごみ焼却に伴う余熱利用や廃棄物発電の新たな活用の検討を進める。

＜主な取組＞ 事務事業一覧はp63に掲載

- ・ハイブリッド収集車等の環境負荷低減車両の導入や廃棄物発電を活用したごみ収集車等導入事業を推進
- ・資源物、ごみの鉄道輸送等の実施
- ・橘処理センター、堤根処理センター、入江崎クリーンセンターの整備事業の推進
- ・ごみ発電事業等の余熱利用の推進
- ・廃棄物発電の新たな活用法の検討

Ⅶ 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち

＜基本計画における基本的方向＞

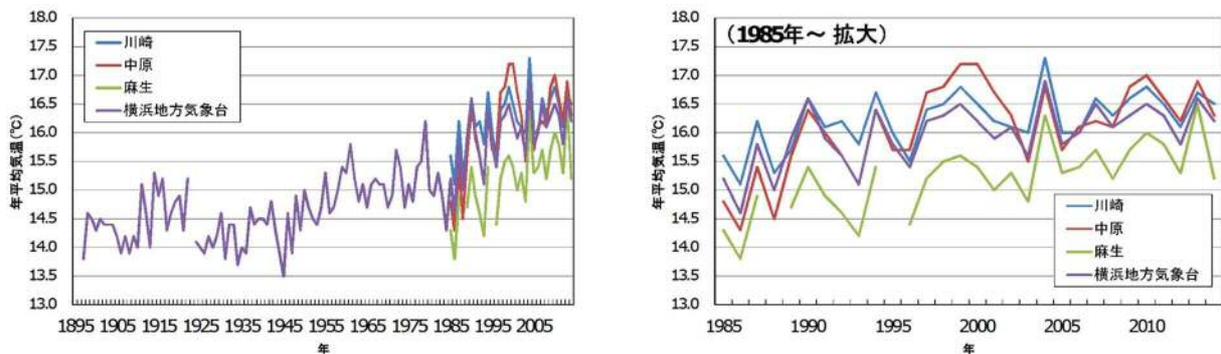
- 治水・水害対策、熱中症対策、感染症対策、暑熱対策などの気候変動適応策や、気候変動に関する科学的な情報の収集・提供を行い、市民が安全で健康に暮らせるまちの形成を推進する。

現状と課題

川崎市域の年平均気温は、観測しているすべての地点において、過去 30 年で上昇しているほか、年降水量は、統計期間の 37 年間に於いて、宮前区野川、麻生区早野で増加傾向が見られる。

気候変動の将来予測では、21 世紀末において、市内の年平均気温、日最高気温、日最低気温は上昇し、真夏日日数は増加、短時間強雨の発生頻度も増加すると予測されている。また、海面上昇も予測されている。

図 4-VII-1 年平均気温の経年変化



出典：川崎市気候変動レポート

主な指標

| 主な指標 | 現 状 | 目標、目安等 |
|---|-----------------------|---|
| 時間雨量 50mm 対応の河川改修率 | 81% (2016 年度) | 2021 年度における目標 ^{※1} 91%以上 |
| 保全、育成、創出、活用する緑の面積 (緑地保全、保全農地、緑化地、公園緑地、水辺地 空間面積) | 4,319 ha (2016 年度) | 2027 年度における目標 ^{※2} 4,532 ha |

※1 川崎市総合計画第 2 期実施計画による成果指標 ※2 川崎市緑の基本計画による目標値

指標一覧は p 45 に掲載

施策ごとの主な取組

基本計画に示す施策ごとの方向性を踏まえ、第1期実施計画期間においては、次のとおり取り組んでいく。

Ⅶ-1 気候変動適応策の推進

① 治水・水害対策の推進

基本計画における方向性

気候変動による短時間強雨に対応するため、洪水に対応した河道整備や雨水流出抑制施設等を活用した流域対策、また防災意識の向上など、総合的な治水・浸水対策を推進していく。

第1期実施計画期間における取組

気候変動等に伴う大雨や局地的集中豪雨による被害を避けるための調査、検討等を進めるとともに、洪水ハザードマップの改定・周知や河川改修など、総合的な治水・水害対策を推進する。

<主な取組> 事務事業一覧はp64に掲載

- ・「河道整備」の着実な推進や洪水の発生に備える「減災対策」等に向け、国と流域自治体で構成される協議会による水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組
- ・洪水ハザードマップの周知
- ・3年に1回程度（時間雨量 50mm）の降雨に対応した、一級河川平瀬川支川や準用河川三沢川の護岸改修事業の推進
- ・五反田川放水路整備工事の推進

② 熱中症対策の推進

基本計画における方向性

気温上昇による熱中症を予防するため、熱中症患者の発生状況の把握、健康情報の提供による普及啓発など、子どもや高齢者等への熱中症対策を推進していく。

第1期実施計画期間における取組

子どもや高齢者等への熱中症対策を推進する。

<主な取組> 事務事業一覧はp65に掲載

- ・救急需要対策の実施、市民救命士の養成、救急救命士の常時乗車体制の運用など、救急医療体制の充実にに向けた取組を推進
- ・熱中症患者の発生状況の把握や、熱中症対策の普及啓発

③ 感染症対策等の推進

基本計画における方向性

蚊が媒介する感染症対策として、蚊の発生を防ぐ対策等を進めていく。

第1期実施計画期間における取組

感染症の発生及びまん延を予防するため、公衆衛生上問題となる感染症対策の推進並びに市民等への普及啓発を実施する。また、公衆衛生等に関する迅速・適正な試験検査を行うとともに公衆衛生情報の収集、解析、提供を推進する。

<主な取組> 事務事業一覧はp65に掲載

- ・感染症発生時に備えた関係団体との協定等の連携の強化
- ・感染症情報をはじめとした公衆衛生情報の迅速な収集・解析・発信
- ・健康危機事象の発生時に迅速、的確に対応ができる体制づくりの推進

④ 暑熱対策（ヒートアイランド対策含む）の推進

基本計画における方向性

暑熱環境の緩和に資する緑・水の確保、地表面被覆の改善、風の道の形成や排熱の抑制等の対策を推進していく。

第1期実施計画期間における取組

市民、事業者などのさまざまな主体との協働により、ヒートアイランド対策を含む暑熱対策の普及啓発や地域緑化等の取組を推進する。

＜主な取組＞ 事務事業一覧はp65に掲載

- ・ヒートアイランド現象に関する調査研究の推進
- ・市民、事業者との協働による市民100万本植樹運動やゴーヤなどによる壁面緑化、各区内の緑化活動などの推進
- ・市立学校の校舎への壁面緑化用ネットの設置や校庭の芝生化の推進

⑤ 気候変動に関する観測・分析、調査研究等の推進

基本計画における方向性

市内の気温や降水量の継続的な測定による気候変動状況の把握や暑熱に関する調査・研究を実施し、市民・事業者に対する情報提供を推進していくとともに、国の適応計画に示された取組について、川崎市の特性を踏まえながら適切に対応していく。

第1期実施計画期間における取組

気候変動状況の把握や暑熱に関する調査・研究を実施するとともに、市民・事業者に対する情報提供を推進する。

＜主な取組＞ 事務事業一覧はp67に掲載

- ・気候変動に関する調査研究や、市内気温分布・熱中症などヒートアイランド現象に関する調査研究を行い、調査結果に関する情報発信を実施
- ・「エコシティたかつ」推進事業における「学校流域プロジェクト」の実施、適応策・生物多様性保全に関する意識啓発等
- ・大雨災害と気候変動に関する環境教育の実践の促進

Ⅷ 環境技術・環境産業で貢献するまち

＜基本計画における基本的方向＞

- 地球温暖化対策等に資する製品・サービスの国内外への提供や、国際的な環境活動、環境技術の移転など環境技術・環境産業による国内外への貢献を進め、低炭素社会の構築を先導していく。
- 将来の大幅な温室効果ガス排出量削減に向けて、地球温暖化対策等に資する技術の研究・開発を支援する。

現状と課題

川崎市は、京浜工業地帯の中核として日本の産業を支えるとともに、公害対策をはじめとした環境問題に取り組んできた経過から、低炭素・公害対策・資源循環・エネルギー等に係る多くの環境技術・産業が集積している。

近年は、科学技術に関連する研究開発機関の集積が進んでおり、約 400 の研究開発機関等が立地している。

主な指標

| 主な指標 | 現 状 | 目標、目安等 |
|---------------------|---|--------|
| 域外貢献量 | 329 万トン-CO ₂ (2015 年度) | — |
| 海外からの環境技術視察・研修の受入人数 | 海外からのエコタウン 施設の受入人数：538 人 (2016 年度) | — |

指標一覧は p 45 に掲載

施策ごとの主な取組

基本計画に示す施策ごとの方向性を踏まえ、第 1 期実施計画期間においては、次のとおり取り組んでいく。

Ⅷ-1 環境技術・環境産業による貢献の推進

① 環境技術の普及と次世代技術の開発等の推進

基本計画における方向性

気候変動の影響を低減していくには、地球規模で温暖化対策を進める必要がある。このため、川崎の特徴である環境技術・環境産業を活かし、川崎国際環境技術展などの展示会、イベント等を通じて、低CO₂川崎ブランドなどの地球温暖化対策等に資する製品・技術等の普及とともに、事業者との協働による環境分野における新たな事業化アイデア獲得などを推進していく。

また、ナノ・マイクロ技術、水素に関する技術、IoTの活用など、川崎のポテンシャルを活かした産学公民連携による次世代技術の技術開発や社会実装を目指す取組への支援を進めていく。

第1期実施計画期間における取組

川崎の特徴である環境技術・環境産業を活かし、低CO₂川崎ブランドなどの地球温暖化対策等に資する製品・技術等の普及とともに、今後の川崎の活力を生み出し持続可能な社会を創造していく。

＜主な取組＞ 事務事業一覧はp67に掲載

- ・優れた環境技術・製品等を認定・認証する低CO₂川崎ブランド等の推進
- ・環境関連の多様な主体によるネットワーク組織である「かわさきグリーンイノベーションクラスター」のプロジェクト創出による企業の海外展開の支援及び国際貢献の推進
- ・「かわさきグリーンイノベーションクラスター」と連携した、研究会の開催等の取組の推進
- ・市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングの場を提供する国際展示会「川崎国際環境技術展」の開催

② 環境技術を活かした国際貢献の推進

基本計画における方向性

JICA等の国際機関と連携した環境技術の海外展開や、海外からの視察・研修の受け入れを行うことで、川崎市が持つ環境技術等により、国際貢献を推進していく。

第1期実施計画期間における取組

JICA等の国際機関と連携しながら地球規模の環境改善に貢献するとともに、市内企業の海外展開支援や上下水道分野の国際展開を推進する。

＜主な取組＞ 事務事業一覧はp68に掲載

- ・国際連合環境計画（UNEP）やJICA等の国際・研究機関との連携
- ・二国間クレジット制度（JCM）やJICA等の外部資金などを活用したアジアの途上国等が抱える課題の解決支援及び市内企業の海外展開支援
- ・JICA等を通じた川崎の上下水道技術の世界への発信

Ⅷ-2 環境に関する総合的な研究の推進

① 環境に関する総合的な研究の推進

基本計画における方向性

将来の大幅な温室効果ガス排出量削減に向けては、新たな環境技術や環境産業を生み出していく必要があり、産学公民連携による共同研究事業や環境技術情報の収集・発信を進めていく。

第1期実施計画期間における取組

川崎市のフィールド等を活用した産学公民の多様な主体との連携による共同研究事業等を実施する。

＜主な取組＞ 事務事業一覧はp68に掲載

- ・「かわさきグリーンイノベーションクラスター」と連携した、研究会の開催等の取組の推進
- ・環境技術産学公民連携共同研究事業の推進と共同研究事業に関する情報発信

第5章 進行管理

地球温暖化対策等を着実に推進していくために、実施計画に定める指標を用いて、PDCAサイクルを基本とした進行管理を行う。

1 実施計画の策定（PLAN）

基本計画に示された地球温暖化対策の目標及び基本的方向を踏まえ、地球温暖化対策等の推進のために実施する事務事業に関する実施計画を定める。

2 措置の実施（DO）

実施計画に位置付けられた事務事業を着実に実行する。

3 評価（CHECK）

実施計画に定める指標を用いながら、地球温暖化対策等の取組に関する評価を実施する。この内容については、条例第7条第2項に基づき環境審議会に報告するとともに、広く公表する。

4 改善（ACTION）

実施計画に定める指標を用いた評価結果や、環境審議会やさまざまな主体からの意見を踏まえ、実施計画を改定する。

指標一覧

事務事業の特性に応じて定める指標は次のとおりである。

※目標、目安等については、地球温暖化対策推進基本計画において定める目標、目安のほか、川崎市総合計画第2期実施計画に定める主な成果指標や個別計画等において定める目標を位置付けている。

| 指 標 | 現 状 | 目標、目安等※ |
|---|--|---|
| I 低炭素で快適な市民生活のまち | | |
| 二酸化炭素排出量 (民生部門(家庭系)) | 213.8万トン・CO ₂ (2013年度) | 2030年度における目安 124万トン・CO ₂ |
| 世帯当たり二酸化炭素排出量 (民生部門(家庭系)) | 3.2トン・CO ₂ /世帯 (2013年度) | 2030年度における目安 1.7トン・CO ₂ /世帯 |
| エネルギー使用量 (民生部門(家庭系)) | 21,906TJ (2013年度) | — |
| 環境関連施設の利 用者数 | かわさきエコ暮らし未来館 | 12,268人 (2016年度) |
| | 王禅寺エコ暮らし環境館 | 11,793人 (2016年度) |
| | 橋リサイクルコミュニティセン ター | 16,184人 (2016年度) |
| 環境教育講座等の開催状況 | 川崎市地球温暖化防止活動推進センタ ープロジェクトにおける出前授業開催 回数：78回 (2016年度) | — |
| 環境学習活動や環境保全活動等の人材育成講座の修了 生人数 | 地域環境リーダー育成講座修了生人 数：計309人 (2016年度) | — |
| II 低炭素な事業活動のまち | | |
| 二酸化炭素排出量 (エネルギー転換部門、産業部門、民生部門(業務系)、 工業プロセス部門) | 1,977万トン・CO ₂ (2013年度) | 2030年度における目安 1,664万トン・CO ₂ |
| 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量 | 45.7万トン・CO ₂ (2013年度) | — |
| 市の事業活動に伴う温室効果ガス排出量 | 414,532トン・CO ₂ (2013年度) | 2030年度における目標 2013年度比23%削減 |
| 市の事業活動(公共施設)に伴うエネルギー使用量 | 96,315キロリットル (2013年度) | — |
| 市の事業活動に伴うエネルギーの使用に由来しない温 室効果ガス排出量 | 廃棄物焼却：159,480トン・CO ₂ 下水処理：42,741トン・CO ₂ (2013年度) | — |
| 公共施設における再生可能エネルギー導入量 | 26,225kW 内、太陽光発電 3,824kW (2016年度) | — |
| 公用車の燃料使用量 | 7,402キロリットル (2016年度) | — |
| グリーン購入の実施状況 | 紙類：99.3% 文具類：96.4% 自動車：86.9% (2016年度) | 100%*1 |
| III 再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用による低炭素なまち | | |
| 再生可能エネルギー導入量 | 約188,000kW 内、太陽光発電 約77,000kW (2016年度) | — |

| 指 標 | 現 状 | 目標、目安等※ |
|---|---|--|
| 新築建築物のうち、環境に配慮した建築物*の割合 * 建築物環境配慮制度等に基づく高い省エネ性能や低 CO ₂ 排出等の特徴をもつ建築物 | 21% (2016 年度) | 2021 年度における目標※ ² 21%以上 |
| Ⅳ 低炭素な交通環境のまち | | |
| 二酸化炭素排出量 (運輸部門) | 123 万トン・CO ₂ (2013 年度) | 2030 年度における目安 99 万トン・CO ₂ |
| 自転車道総延長 | 15,890m (2016 年度) | — |
| 公共交通機関利用者数 (鉄道・路線バス) | 鉄道：158 万人/日 路線バス：339 万人/日 (2015 年度) | — |
| 次世代自動車普及率 (川崎市内保有台数シェア) | 約 9.6% (2016 年 3 月末) | — |
| Ⅴ 多様なみどりが市民をつなぐまち | | |
| 保全、育成、創出、活用する緑の面積 (緑地保全、保全農地、緑化地、公園緑地、水辺地空間面積) | 4,319 ha (2016 年度) | 2027 年度における目標※ ³ 4,532 ha |
| 緑地の保全面積 | 樹林地 | 241 ha (2016 年度) |
| | 農地 | 374 ha (2016 年度) |
| 緑化地面積 | 951 ha (2016 年度) | 2027 年度における目標※ ³ 1,082 ha |
| 公園緑地面積 | 776 ha (2016 年度) | 2027 年度における目標※ ³ 830 ha |
| Ⅵ 低炭素な循環型のまち | | |
| 二酸化炭素排出量 (廃棄物部門) | 45.2 万トン・CO ₂ (2013 年度) | 2030 年度における目安 36 万トン・CO ₂ |
| 1 人 1 日当たりの普通ごみ排出量 | 443 g (2016 年度) | 2021 年度における目標※ ⁴ 407 g |
| 家庭系ごみの資源化率 | 28% (2016 年度) | 2021 年度における目標※ ⁴ 32% |
| ごみ焼却量 | 36.6 万トン (2016 年度) | 2021 年度における目標※ ⁴ 34.4 万トン |
| 産業廃棄物排出量 | 2,508 千トン (2014 年度) | 2020 年度における目標※ ⁵ 2,500 万トン |
| Ⅶ 気候変動に適応し安全で健康に暮らすまち | | |
| 時間雨量 50mm 対応の河川改修率 | 81% (2016 年度) | 2021 年度における目標※ ² 91%以上 |
| 保全、育成、創出、活用する緑の面積 (緑地保全、保全農地、緑化地、公園緑地、水辺地空間面積) | 4,319 ha (2016 年度) | 2027 年度における目標※ ³ 4,532 ha |
| Ⅷ 環境技術・環境産業で貢献するまち | | |
| 低CO ₂ 川崎ブランドの認証件数 | 全 76 件 (2017 年度) | — |
| 域外貢献量 | 329 万トン・CO ₂ (2015 年度) | — |
| 海外からの環境技術視察・研修の受入人数 | 海外からのエコタウン施設の受入人数：538 人 (2016 年度) | — |

※1 川崎市グリーン購入推進方針 ※2 川崎市総合計画第2期実施計画 ※3 川崎市緑の基本計画

※4 川崎市一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画 ※5 第6次川崎市産業廃棄物処理指導計画

30 施策の事務事業一覧

I 低炭素で快適な市民生活のまち

I-1 市民生活における温室効果ガス排出量削減の推進

I-1 ①エコ暮らし（スマートライフスタイル）の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|-----------|---|---|
| 地球温暖化対策事業 | 市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、市民・事業者などの多様な主体の協働により、温室効果ガス削減の取組（緩和策）、温暖化に起因する異常気象等の気候変動への適応策を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民、事業者等と協働した取組の推進 ●川崎温暖化対策推進会議（C C川崎エコ会議）のネットワークを活用したCOOL CHOICEをはじめとする協働の取組の推進 ●川崎市地球温暖化防止活動推進センターや川崎市地球温暖化防止活動推進員と連携した取組の推進 |
| 防犯対策事業 | 市民、事業者、地域の防犯関連団体、警察、行政等と協働・連携し、犯罪のない安全・安心な川崎を目指した取組を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●防犯灯のLED化を推進するESCO事業による防犯灯の維持管理の実施 |
| 川崎区 | 地域における緑化推進及び環境問題に関する区民意識向上のための啓発活動を区民との協働により実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民ボランティア等との協働による草花の植栽の実施 ●支所庁舎への「緑のカーテン」の設置 |
| 幸区 | 子ども向けイベントの開催や環境啓発パネルの開催など、多様な年齢に即した意識啓発活動を推進します。 また、区内の緑化推進と区民の緑化意識の高揚を図るとともに、区民同士の交流を促進するため、花と緑のうらおいあるまちづくりを推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●子ども向け環境啓発イベントの実施 ●区内の緑化推進 ●公共花壇等の花植活動の推進 |
| 中原区 | 学校・企業・地域等と連動して、「中原区エコカフェ」、「子ども環境事業」等を実施し、地球温暖化防止に係る地域活動の普及・啓発を行います。 また、花や緑を活用し住み続けたいと思うまちづくりを推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「中原区エコカフェ」の実施 ●区内企業、市民団体や小学校と連携した「子ども環境事業」の実施 ●植栽管理や花植体験等の実施 |
| 高津区 | 地球温暖化等に対する取組を、地域レベルにおいて多様な主体との連携により推進し、持続可能な社会（エコシティ）の形成をめざします。 環境問題への対応に関して、区民が関心を持ちやすいテーマを取り上げながら普及啓発を行い、区民の環境意識の向上を図ります。 また、区内各所に設置した花壇・コンテナ等の維持管理を区民と協働で実施し、潤いのあるまちづくりを推進します。 橘地区の農資源を活用した取組を区民全体で行うことにより、地域の活性化やふるさと意識の醸成を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●区内小学校等のピオトープを活用した環境学習の推進 ●生物多様性・保水力向上を図る市民協働の実践的取組「たかつの自然の脈わいづくり事業」の実施 ●適応策・生物多様性保全に関する意識啓発及び「エコシティ たかつ」の理解促進 ●区民の環境意識向上に向けた取組 ●区役所庁舎を活用した環境配慮の取組に関する情報発信 ●区内各所に設置したコンテナ・花壇の適正な維持管理 ●キラリデッキ円筒広場花壇の維持管理及び緑化の推進に向けた普及啓発 ●農業者と区民の協働による食と農の地域資源を発見する活動の推進 ●地産地消と子どもの食育を結び農のある風景と暮らしを次世代に伝える活動の推進 ●市民パワーによる地域資源の活性化・ネットワーク化の推進 |
| 宮前区 | 庁舎の省エネルギー化を推進し、身近な省エネの取組として区民への啓発を行うとともに、庁舎利用の快適性と来庁者へのサービスの向上を図ります。 区民自身による花壇管理、整備を推進し、区のイメージアップと、緑化活動団体の交流促進・技術向上等、地域の活性化と人材育成を図ります。 また、自然観察や里山遊びなど、親子で自然体験ができる機会をつくり、自然を大切にすることを育むとともに、その自然を守る地域活動に触れることで、地域に関心を持つきっかけづくりを行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●区役所庁舎の照明設備のLED化の実施 ●公共用地での花壇づくりを契機とした地域コミュニティの形成支援 ●緑化活動団体の活性化に向けた技術支援 ●東名川崎インターチェンジ前花壇づくりの実施による市・区のイメージアップ ●子ども自然探検事業として、年4回のイベントの実施 |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|-------|---|---|
| 多摩区 | <p>区民が家庭で取り組める地球温暖化対策を、区民との協働により推進します。</p> <p>区の地域資源である生田緑地の豊かな自然の中で体験プログラムを実施し、自然の大切さや郷土への愛着を感じられる機会を提供します。</p> <p>また、多摩川に生息する淡水魚等を多摩区総合庁舎アトリウムで飼育展示し、多摩川への愛着を深め、環境意識の啓発を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●庁舎壁面の緑化、ゴーヤの種子の配布など「緑のカーテン大作戦」の実施 ●子どもたちの環境学習を目的とした「夏休み！多摩区エコフェスタ」の開催 ●市民団体と協働した使用済みてんぷら油の回収などによる3Rの普及啓発の実施 ●各種自然体験プログラムの企画・実施 ●多摩川環境啓発展示の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・季節に応じた魚類の展示及びパネルの掲出 ・水槽の維持管理 |
| 麻生区 | <p>緑のカーテン大作戦や地球温暖化対策、自然エネルギーの活用など、環境や緑の保全に関する普及啓発を推進します。</p> <p>美化活動団体への支援を通じて、区民との協働による地域の環境美化及び地域コミュニティの推進を図ります。</p> <p>区民や大学、学校、農業事業者等と連携し、区内農業資源や環境資源を活かし、地域活性化を推進します。</p> <p>里地・里山の保全や魅力をテーマにした講座やイベント等を開催し、地域住民や子どもたちなど若い世代に、里地・里山の魅力や必要性を伝えます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●区民一人ひとりが取り組める身近なエコ活動「緑のカーテン」等の普及啓発 ●太陽光等の自然エネルギーの活用促進 ●公共的空間にある花壇を自主的・継続的に管理している団体への花苗等の提供 ●黒川地域連携協議会を通じた実施計画に基づく取組の推進 ●岡上地区、早野地区の地域活性化の検討 ●農を通じた地域活性化の取組の推進 ●里地・里山保全に関するイベント、人材育成交流事業等の開催 ●里地・里山の魅力の発信 |

I-2 環境教育・環境学習の推進

I-2 ①環境教育・環境学習の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|-------------------|--|---|
| 地球温暖化対策事業 | <p>市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、市民・事業者などの多様な主体の協働により、温室効果ガス削減の取組（緩和策）、温暖化に起因する異常気象等の気候変動への適応策を推進します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●市民、事業者等との連携取組の促進 ●川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）のネットワーク等を活用したCOOL CHOICEをはじめとする協働した取組の推進 ●川崎市地球温暖化防止活動推進センターや川崎市地球温暖化防止活動推進員と連携した取組の推進 ●かわさきエコ暮らし未来館等を活用した普及啓発の実施 ●かわさきエコ暮らし未来館の魅力向上に向けた取組の推進 |
| 資源化推進事業 | <p>資源循環・低炭素・自然共生など、総合的な環境学習ができる普及啓発拠点として、3Rに対する意識啓発を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●王禅寺エコ暮らし環境館の運営 |
| 余熱利用市民施設・橋RCC運営事業 | <p>ごみ焼却に伴う余熱を有効利用した余熱利用市民施設の管理運営を行うとともに、橋リサイクルコミュニティセンターの管理運営を行います。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者による管理運営の実施 ●管理運営の評価及び第3期指定管理者の総括評価、第4期指定管理者の選定 ●堤根処理センター建替えに伴うヨネッティー堤根のあり方の検討・整理 |
| 環境教育推進事業 | <p>環境配慮の考え方が定着することにより、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むことができるよう、教育プログラム、人材育成、情報発信を充実します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●「環境教育・学習基本方針」に基づく環境教育の総合的な推進 ●「環境副読本」作成による環境教育の充実 ●地域環境リーダーの育成 |
| 環境総合研究所環境教育推進事業 | <p>市民団体や企業など多様な主体と連携しながら、体験型の環境教育・学習を実施し、環境問題を知り、行動できる人材を育成します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●環境に関するセミナーや生き物観察会等の環境学習講座の実施 ●ホームページ等を活用した環境学習に関する情報提供の検討 |
| 生物多様性推進事業 | <p>地域に息づく生き物の生育環境の保全、普及啓発などの取組を進めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●「生物多様性かわさき戦略」に基づく事業の推進 ●生物多様性の保全に関する普及啓発の実施 |
| 水質汚濁防止対策事業 | <p>水環境の保全に向けて、河川・海域等の環境基準・環境目標の達成・維持を目指すとともに、水環境保全の啓発のためのイベントを実施します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●水環境保全に係る普及啓発の実施 |
| 広報広聴事業 | <p>上下水道事業における環境施策を着実に推進するため、積極的な情報提供を通じて、上下水道事業と環境問題の関わりについて理解を促進します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●市民の環境学習の推進と広報活動の充実 ●水とかがやく未来館の運営 |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|-----------|--|---------------------|
| 環境功労者表彰事業 | 地域環境の向上等に顕著な功績のあった個人・団体を表彰するとともに、その活動等について広く情報発信します。 | ●川崎市環境功労者の表彰式の実施 |

※緑に関する取組はV、廃棄物に関する取組はVI、気候変動適応策に関する取組はVIIに掲載

II 低炭素な事業活動のまち

II-1 事業活動における温室効果ガス排出量の削減の推進

II-1 ①大規模事業者における温室効果ガス排出量の削減の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|------------|---|---|
| 地球温暖化対策事業 | 市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、市民・事業者などの多様な主体の協働により、温室効果ガス削減の取組（緩和策）、温暖化に起因する異常気象等の気候変動への適応策を推進します。 | ●「地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく計画書・報告書制度の運用 ・制度の運用、表彰等の実施 ●地球温暖化係数の大きい代替フロン類等の削減に向けた啓発の実施 |
| 大気汚染防止対策事業 | 工場・事業場から排出される大気汚染物質の排出状況等の監視や、環境基準の達成維持に向けた排出量削減等の取組を進めます。 | ●工場・事業場からの二酸化窒素などの大気汚染物質排出量の削減 ・環境性能の優れた燃焼施設等の導入促進のための普及啓発の実施 |

II-1 ②中小規模事業者における温室効果ガス排出量の削減の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|------------|---|--|
| 地球温暖化対策事業 | 市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、市民・事業者などの多様な主体の協働により、温室効果ガス削減の取組（緩和策）、温暖化に起因する異常気象等の気候変動への適応策を推進します。 | ●省エネ診断、中小規模事業者が導入する省エネ機器等への補助、融資制度の紹介により効果的な省エネ支援を推進 |
| 公害防止資金融資事業 | 中小企業者が、公害の発生を防止するために必要な設備の設置等をする際に、融資の斡旋や融資に係る利子補給を行います。 | ●融資資格の審査及び認定 ●融資済み案件に関する事業者の申請に基づく利子補給 ●融資制度の適正な運用と制度の検証 ●広報活動の充実 |
| 商店街課題対応事業 | 商店街の課題解決や更なる機能向上を支援し、商業課題への対応を図ります。 | ●商店街の機能向上に向けたエコ化の推進 ・街路灯のLED化等の商店街エコ化プロジェクト事業の推進 |

II-1 ③スマートコンビナート等の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|-----------------------|---|--|
| 環境調和型まちづくり（エコタウン）推進事業 | 川崎エコタウン構想の更なる推進を図るため、エコタウン立地企業等の資源循環の取組を支援するとともに、情報発信や視察の受入を広く行います。 | ●川崎エコタウン立地企業の取組支援 ●川崎エコタウンの取組の国内外への情報発信 |
| 川崎臨海部スマートコンビナートの推進事業 | 臨海部立地企業で構成されるNPO法人産業・環境創造リエゾンセンターや神奈川県等と連携して、川崎臨海部における資源循環・未利用エネルギー有効活用の検討や情報発信を行います。 | ●「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」の開催 ●川崎国際環境技術展への出展による来場者への情報発信 ●市民交流会 ●環境・産業交流コーナーにおける市民、事業者等への情報発信 |
| 先端産業等立地促進事業 | 先端技術を持つ企業の事業化を支援することにより、先端産業の創出と集積を促進します。 | ●先端産業創出支援制度等による環境・エネルギー・ライフサイエンス分野の先端産業企業への助成金交付と操業支援 |
| 臨海部活性化推進事業 | 「臨海部ビジョン」に示す「目指す将来像」の実現に向けて、臨海部の戦略的マネジメントを推進します。 | ●臨海部ビジョンに示す「目指す将来像」実現のためのプロジェクトの検討及び推進 ・低炭素型インダストリーエリア構築プロジェクトなどの検討及び推進 |

Ⅱ-2 市役所の率先取組の推進

Ⅱ-2 ①市施設における温室効果ガス排出量の削減の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|-----------------------|---|---|
| (全般的取組) | | |
| エコオフィス推進事業 | 環境配慮契約、グリーン購入等、「地球温暖化対策推進計画」に掲げる市の率先取組を推進するとともに、エコオフィス管理システムを活用して進行管理を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策推進基本計画及び実施計画に基づく市の率先取組の推進 ●職員による省エネルギー対策の推進 ●公共施設の省エネ診断の実施 |
| 市庁舎等におけるごみ減量化運動の推進 | 市民や事業者の模範となるよう、市庁舎等においてごみ減量化運動を推進し、3Rと適正処理の周知徹底を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市役所におけるごみ減量化運動の推進 |
| 上下水道事業における環境施策の推進事業 | 環境に配慮した水道・工業用水道事業、下水道事業を行うため、「川崎市上下水道局環境計画」に定める各取組を計画的に推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●上下水道局環境計画に定める各取組の推進 ●環境計画年次報告書の作成・公表 ●省エネ法、温対法、温対条例に基づく定期報告書等の作成・提出 ●新たな上下水道局環境計画の策定・公表 |
| (創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組等) | | |
| 環境エネルギー推進事業 | 低炭素社会の構築や自立分散型エネルギーの確保に向けて、創エネ・省エネ・蓄エネを組み合わせ、総合的なエネルギーに関する取組を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「市建築物における環境配慮標準」の運用における公共施設への環境配慮技術の導入促進 |
| 本庁舎等建替事業 | 本庁舎等について災害対策活動の中枢拠点としての耐震性能を確保するため、建替えの取組を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●新本庁舎の整備の推進 ●第2庁舎の解体と跡地広場の整備の推進 |
| 庁舎等建築物の長寿命化対策事業 | かわさき資産マネジメントカルテに基づき、施設の機能や性能について、劣化の有無や兆候・状態を把握し、機能停止等を防ぐ「予防保全」の実施により、庁舎等建築物について長寿命化を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●庁舎等建築物の劣化状況の管理、詳細調査、工事の優先度判定 ●庁舎等建築物の長寿命化設計・工事の実施 ●大規模施設における建築物調査・劣化診断を踏まえた、中長期保全計画の策定・更新等 ●既存施設の設備更新にあたって、E S C O事業の導入（麻生区役所、麻生スポーツセンター） |
| 区役所等庁舎整備推進事業 | 高齢化が進む区役所等庁舎について、効率的・効果的な庁舎整備を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●多摩区役所生田出張所の建替整備 |
| 区役所庁舎エコ化事業 | 庁舎の省エネルギー化を推進し、身近な省エネの取組として区民への啓発を行うとともに、庁舎利用の快適性と来庁者へのサービスの向上を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●照明設備のLED化の実施 |
| 庁舎等整備事業 | 消防署所等の施設・設備の点検整備を実施し、防災拠点機能を確保します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●緊急を要する施設及び設備等の補修工事の実施 ●防災拠点機能確保のための消防署所等の改修工事の検討 ●消防団器具置場の機能確保のための取組の推進 ●老朽化した千鳥町出張所棧橋の整備 |
| 消防署所改築事業 | 老朽化した庁舎・施設等を整備し、消防力の強化を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●老朽化した消防署所等の改築工事の実施及び計画的な改築等の検討 ●照明設備のLED化の実施 |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|---------------------|--|---|
| 廃棄物処理施設建設事業 | 廃棄物処理事業を長期安定的に運営していくため、老朽化した施設について建替等を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●橋処理センター整備事業の推進 ・解体撤去工事完了 ・建設工事の継続 (低温蒸気を活用したバイナリー発電の導入) ●堤根処理センター整備事業の推進 ・基本計画作成業務 ・整備計画作成業務 ・環境影響評価手続き ●入江崎クリーンセンター整備事業の推進 ・基本計画作成業務 ・整備計画作成及び契約手続業務 ・地質調査業務 ・建設工事着手予定 |
| 廃棄物処理施設基幹的整備事業 | 廃棄物処理施設の安定的な運用のため、廃棄物処理施設等の大規模改修を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●浮島処理センター基幹的施設整備の推進 ・長寿命化に向けた整備 |
| ごみ発電事業 | <p>処理センターで発電した電力のうち、余剰電力は売電を行うとともに、今後、建替えを行う処理センターへの高効率な熱回収設備の導入に向けて取り組んでいきます。</p> <p>ごみ発電によるエネルギーの地産地消に向けて、廃棄物発電を活用した電力の一括契約などの調査研究を行います。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●ごみ発電事業等の余熱利用の推進 ●廃棄物発電の新たな活用法の検討 |
| 児童生徒増加対策事業 | 児童生徒の増加に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●（仮称）小杉小学校新設に向けた取組 ●新川崎地区の小学校新設に向けた取組 ●計画的な施設整備 |
| 学校施設長期保全計画推進事業 | 既存学校施設の改修等の再生整備手法により、より多くの学校の教育環境改善を図るとともに、老朽化対策、質的改善、環境対策による長寿命化を推進します。また、計画的に予防保全を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校施設の長寿命化・再生整備の推進 ・学校施設長期保全計画に基づく工事の実施 |
| 学校施設環境改善事業 | 教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、エコスクール化を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●非常用電源としての蓄電池の整備 |
| 上下水道事業における環境施策の推進事業 | <p>水道事業、工業水道事業、下水道事業における消費エネルギーを低減するとともに、自然エネルギーの有効利用を進めます。</p> <p>また、環境技術の研究開発及び活用を進めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギーの取組及び温室効果ガスの削減 ・省エネルギー型機器の採用 ・自然流下方式による取水・送水・配水 ●再生可能エネルギー源の有効利用 ・小水力発電の実施 ・太陽光発電システムの導入 ●下水道における環境技術などの研究開発 |
| 川崎病院の運営 | 市の基幹病院として、小児から成人、妊産婦まで、幅広い患者層に対する高度・特殊・急性期医療、救急医療、小児、周産期医療などを提供するほか、精神科救急患者、感染症患者の受入を行います。災害時には医療救護活動の拠点としての機能を発揮します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●スマート化の推進 ・防災機能強化・中長期保全・省エネ改修 |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|------------------------------|---|---|
| (エネルギーの使用に由来しない温室効果ガスに関する取組) | | |
| 資源物・ごみ処理事業 | 分別収集した資源物の中間処理を行い、適正に資源化を行うとともに、焼却ごみについては処理センターにおいて適正かつ安定的に処理を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●資源物の適正かつ安定的な中間処理・資源化の推進 ●資源化処理施設等の整備方針の検討及び策定 ●焼却ごみの適正かつ安定的な処理 ●適正処理の推進 ●3処理センター（浮島・堤根・王禅寺）体制における円滑な処理体制の運営 ●3処理センター体制における円滑な処理体制の検討及び実施 ●処理センターの運転操作業務の一部委託化に向けた検討 ●環境負荷の低減に向けた取組の推進 ●環境マネジメントシステムの運用及び改善に向けた検討 |
| 下水道における温室効果ガス削減事業 | 下水汚泥の焼却時に排出される温室効果ガスの削減の取組を進めます。 | ●下水汚泥の二段燃焼による一酸化二窒素の削減 |
| 有害大気汚染物質対策事業 | 市施設における第一種特定製品の適正な管理を推進します。 | ●第一種特定製品の適正管理の推進 |

II-2 ②公用車における次世代自動車の導入等の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|---------------------|---|--|
| エコオフィス推進事業 | 環境配慮契約、グリーン購入等、「地球温暖化対策推進計画」に掲げる市の優先取組を推進するとともに、エコオフィス管理システムを活用して進行管理を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●環境配慮契約の推進 ●グリーン購入の推進 ●公用車における次世代自動車等の率先導入 |
| 車両管理事務 | 公用車の適正な管理を行うとともに、低公害・低燃費車の導入を進めます。 | ●低公害・低燃費車の導入 |
| 資源物・ごみ収集事業 | ハイブリッド収集車等の環境負荷低減車両の導入を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●環境負荷低減車両の導入推進 ●廃棄物発電を活用したごみ収集車等導入事業の推進 |
| 市バス地域貢献事業 | 市の施策との連携を図り、環境対策等への取組を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●社会的要請等に対応した事業の推進 ●継続実施（ハイブリッドバスの導入等による環境対策の推進） |
| 上下水道事業における環境施策の推進事業 | 環境に配慮した水道・工業用水道事業、下水道事業を行うため、「川崎市上下水道局環境計画」に定める各取組を計画的に推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●上下水道局環境計画に定める各取組の推進 ●低燃費車の使用 |

II-2 ③環境に配慮した契約や物品購入の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|-------------|---|--|
| エコオフィス推進事業 | 環境配慮契約、グリーン購入等、「地球温暖化対策推進計画」に掲げる市の優先取組を推進するとともに、エコオフィス管理システムを活用して進行管理を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●環境配慮契約の推進 ●グリーン購入の推進 |
| 自動車排出ガス対策事業 | 自動車から排出される窒素酸化物等の削減に向け、低公害車の普及促進やディーゼル車運行規制、国・関係自治体等と連携した対策などの取組を行います。 | ●川崎市市内エコ運搬制度実施方針に基づく市内での取組推進 |
| 木材利用促進事業 | 地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生等を目的として、建築物等における国産木材の利用促進を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市内建築物における国産木材利用促進 ●川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針に基づく取組の推進 |

Ⅲ 再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用による低炭素なまち

Ⅲ-1 再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用の推進

Ⅲ-1 ①エネルギーの地産地消・自立分散の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|-------------|---|--|
| 環境エネルギー推進事業 | 低炭素社会の構築や自立分散型エネルギーの確保に向けて、創エネ・省エネ・蓄エネを組み合わせ、総合的なエネルギーに関する取組を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●創エネ・省エネ・蓄エネ設備等設置支援事業の実施 ●災害時にも活用するため住宅用太陽光発電設備と蓄電池を併せた導入や、電気自動車（EV）等の蓄電機能の有効活用（Vehicle to Home）の導入補助 ●共同住宅等への再生可能エネルギー導入調査及び調査結果を踏まえた効果的な取組の推進 ●エネルギーに関するセミナーの実施 ●将来に向けたエネルギーの考え方や効果的な活用など市民等への普及啓発を行う取組の推進 |
| 地球温暖化対策事業 | 市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、市民・事業者などの多様な主体の協働により、温室効果ガス削減の取組（緩和策）、温暖化に起因する異常気象等の気候変動への適応策を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●かわさきエコ暮らし未来館等を活用した普及啓発の実施 ●かわさきエコ暮らし未来館の魅力向上に向けた取組の推進 |
| 防災施設整備事業 | 商用電源停電時において、必要最小限の業務が実施できるよう、非常用電源施設が整備されていない部署や高齢者施設、障害者施設等に、大容量蓄電池を配備します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害対策用大容量蓄電池配備事業の実施 ●非常用電源設備が整備されていない部署や高齢者施設、障害者施設等にリースによる大容量蓄電池配置の取組の継続 |

Ⅲ-1 ②エネルギーの最適利用の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|---------------------|--|---|
| 本庁舎等建替事業 | 本庁舎等について災害対策活動の中核拠点としての耐震性能を確保するため、建替等の取組を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●新本庁舎の整備の推進 ●第2庁舎の解体と跡地広場の整備の推進 ●新本庁舎における最適なエネルギーマネジメントの実現に向けた取組の推進 |
| スマートシティ推進事業 | 低炭素社会の構築に向け、より一層のエネルギーの効率的な利用や、市民生活等の利便性・快適性の向上、安全・安心の確保を図るスマートシティの取組を推進するため、学識者や事業者等と連携しながら、実証事業を行うとともに同事業の結果等を踏まえた取組を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●低炭素で持続可能な社会の構築に向けたスマートシティの推進 ●川崎駅周辺地区スマートコミュニティ事業委員会による取組の推進 |
| 地球温暖化対策事業 | 市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、市民・事業者などの多様な主体の協働により、温室効果ガス削減の取組（緩和策）、温暖化に起因する異常気象等の気候変動への適応策を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく計画書・報告書制度の運用 ●開発事業地球温暖化対策計画書制度の運用 |
| 環境影響評価・環境調査事業 | 大規模な工事や開発事業などの実施に当たり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を縦覧の上、市民意見も踏まえて市長意見を述べるなどし、環境の保全について適正な配慮を促します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●環境影響評価手続的的確な実施 ●環境影響評価審議会の運営 ●地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針の運用 ●環境調査手続的的確な実施 |
| 都市計画マスタープラン等策定・推進事業 | 「都市計画マスタープラン」等について、社会情勢等の変化へ適切に対応した改定を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「都市計画マスタープラン」に基づくコンパクトで効率的なまちづくりの推進 ●全体構想を踏まえた「都市計画マスタープラン」区別構想の改定に向けた取組の推進 |
| 地域地区等計画策定・推進事業 | 用途地域の指定や地区計画等の都市計画決定・変更等により、計画的なまちづくりを推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域地区や地区計画の都市計画決定及び変更 ●計画的なまちづくりを誘導するための都市計画手続きを推進 ●保育所等を適正に導入した優良な開発計画を誘導するため、容積率緩和制度の活用方法の見直しに基づく運用 |

Ⅲ-1 ③次世代エネルギー等の導入の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|--------------|---|---|
| 新エネルギー産業創出事業 | 関係団体と連携して新エネルギー産業の創出・育成を促進します。 | ●関係団体と連携した新エネルギー産業の創出・育成を促進 |
| 水素戦略推進事業 | 「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づく「水素供給システムの構築」「多分野にわたる水素利用の拡大」「社会認知度の向上」の3つの基本戦略を推進するとともに、多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを創出・推進します。 また、川崎水素戦略における第2ステップ（2020～2040）に向けて、各リーディングプロジェクトを要素とした拡大展開モデルを創出するとともに、それらを組み合わせ、市と企業が連携協力して、新たな水素の事業モデル化に取り組みます。 | ●水素供給システムの構築に向けた取組の推進 ●多分野にわたる水素利用の拡大に向けた取組 ●水素の社会認知度向上に向けた取組 ●川崎水素戦略に基づくリーディングプロジェクトの創出・推進 ●川崎水素ネットワークの構築に向けた取組の推進 |
| ごみ発電事業 | 処理センターで発電した電力のうち、余剰電力は売電を行うとともに、今後、建替えを行う処理センターへの高効率な熱回収設備の導入に向けて取り組んでいきます。 ごみ発電によるエネルギーの地産地消に向けて、廃棄物発電を活用した電力の一括契約などの調査研究を行います。 | ●ごみ発電事業等の余熱利用の推進 ●廃棄物発電の新たな活用法の検討 |

Ⅲ-2 建築物のエネルギー性能の向上

Ⅲ-2 ①新築建築物の省エネ化・ゼロエネ化の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|------------------|---|---|
| 地球温暖化対策事業 | 市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、市民・事業者などの多様な主体の協働により、温室効果ガス削減の取組（緩和策）、温暖化に起因する異常気象等の気候変動への適応策を推進します。 | ●「地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく計画書・報告書制度の運用 ●開発事業地球温暖化対策計画書制度の運用 |
| 環境エネルギー推進事業 | 低炭素社会の構築や自立分散型エネルギーの確保に向けて、創エネ・省エネ・蓄エネを組み合わせ、総合的なエネルギーに関する取組を推進します。 | ●創エネ・省エネ・蓄エネ設備等設置支援事業の実施 ●災害時にも有効な住宅等における蓄電機能の強化など効果的な取組の推進（ZEHの導入補助） ●共同住宅等への再生可能エネルギー導入調査及び調査結果を踏まえた効果的な取組の推進 |
| 建築物環境配慮推進事業 | 高い省エネ性能を有するなど環境への配慮に関する自主的な取組を促し、環境負荷の低減を図り、環境配慮建築物が評価される市場の形成を推進します。 | ●「建築物環境配慮制度（CASBE川崎）」の適正かつ効率的な運用 ●環境配慮建築物に関する普及・啓発 |
| 低炭素建築物支援事業 | 生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための措置が講じられている建築物を普及するための低炭素建築物認定制度を、適正かつ効率的に運用し、都市の低炭素化を促進します。 | ●低炭素建築物認定制度の適正かつ効率的な運用 ●パンフレット、ホームページ等による低炭素建築物認定制度の普及促進 |
| 建築・宅地に関する指導・審査事業 | 安全で良質な宅地や建築物の形成、維持・保全に向け、都市計画法、建築基準法、建築物省エネ法等に基づく許認可・審査業務や監察業務を円滑かつ的確に行います。 | ●建築物省エネ法に基づく審査等業務の円滑かつ的確な実施 |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|-------------|---|--|
| 長期優良建築物支援事業 | 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅を普及するための長期優良住宅認定制度を適正かつ効率的に活用し、質の高い優良な住宅の普及を促進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●長期優良住宅認定制度の適正かつ効率的な運用 ●認定住宅の維持保全状況の抽出調査による指導の実施 ●パンフレット、ホームページ等による長期優良住宅認定制度の普及促進 |

Ⅲ-2 ② 既築建築物のエネルギー性能の向上の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|-------------|---|---|
| 環境エネルギー推進事業 | 低炭素社会の構築や自立分散型エネルギーの確保に向けて、創エネ・省エネ・蓄エネを組み合わせ、総合的なエネルギーに関する取組を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●創エネ・省エネ・蓄エネ設備等設置支援事業の実施 ・災害時にも有効な住宅等における蓄電機能の強化など効果的な取組の推進 ・共同住宅等への再生可能エネルギー導入調査及び調査結果を踏まえた効果的な取組の推進 |
| 住宅政策推進事業 | 「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上等を行うための施策立案や調査等を実施します。 | ●健康長寿の住まいづくりに向けた断熱化の取組の推進 |
| 住情報提供推進事業 | 総合的な住宅相談窓口の運営や、地域の担い手と住まいに関する取組を連携して進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●住宅リフォームやマンション管理に関する相談体制の充実 ●住宅の質の向上、各種認定制度・助成制度等に関する普及啓発 |

Ⅳ 低炭素な交通環境のまち

Ⅳ-1 交通における温室効果ガス排出量削減の推進

Ⅳ-1 ①環境にやさしい交通ネットワークの整備の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|------------------------------|---|--|
| (環境にやさしい交通ネットワークの整備、物流の効率化等) | | |
| 総合交通計画調査事業 | 社会状況の変化を踏まえた「総合都市交通計画」の全体見直しに向けた検討を行うとともに、東京都市圏総合都市交通体系調査を実施し、広域的な交通問題の把握と課題の分析を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「総合都市交通計画」に基づく総合的かつ持続可能な交通政策の推進 ●東京都市圏総合都市交通体系調査の実施 |
| 道路計画調査事業 | 「道路整備プログラム」の適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「道路整備プログラム」に基づく取組の推進 ●緊急渋滞対策の取組の推進 ●基礎データ構築に向けた交通量調査等の実施 |
| 広域幹線道路整備促進事業 | 首都圏全体の都市構造の形成や川崎市の交通機能強化を図るため、広域的な幹線道路網の整備を促進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●国直轄道路事業の促進 ・国道409号ほか4路線の整備等に向けた協議調整 ●国道357号の整備促進 ・多摩川トンネル区間の整備促進 ●川崎駅周辺の交通円滑化対策に向けた取組 ●高速道路料金の更なる利用しやすい料金体系の実現に向けた国等関係機関との調整 |
| 川崎縦貫道路の整備事業 | 川崎市の都市機能の強化などに資する広域的な道路ネットワークの整備を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●Ⅰ期事業の高速部(大師～国道15号間)の整備再開に向けた取組の推進 ●Ⅰ期事業の国道409号(殿町～国道15号間)の街路先行整備の促進 ●Ⅱ期計画(国道15号～東名高速間)の早期具体化に向けた取組の推進 |
| 京浜急行大師線連続立体交差事業 | 渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向けて、京浜急行大師線の連続立体交差化を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●1期①区間(小島新田駅～東門前駅)の事業推進 ●1期②区間(東門前駅～鈴木町駅)の事業推進 ●川崎大師駅～京急川崎駅間の代替案(踏切対策)の検討 |
| JR南武線連続立体交差事業 | 渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向けて、JR南武線の連続立体交差化を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●連続立体交差事業の事業化に向けた取組の推進 ●関連事業(矢向鹿島田線ほか沿線のまちづくり)と連携した取組の推進 |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|-------------------|--|---|
| 臨海部交通ネットワーク形成推進事業 | 臨海部を支える重要なインフラとして、土地利用転換を捉えた新たな交通ネットワークの整備や次世代モビリティなど新たな移動手段や交通システムの導入を推進します。 | ●臨海部ビジョンを踏まえた交通施策の推進 |
| 国際戦略拠点活性化推進事業 | キングスカイフロントにおいて、国際戦略拠点に相応しい高水準な整備や機能導入を推進するとともに、羽田空港周辺地域との連携により相乗効果を高め、一体的な成長戦略拠点を形成します。 | ●連絡道路の整備を契機とした新たな交通ネットワークの整備推進 |
| 渋滞対策事業 | 早期に効果発現が期待できる交差点改良などの渋滞対策を進めます。 | ●交差点改良などの緊急渋滞対策の実施 ・緊急渋滞対策の実施及び対策実施個所の効果検証 |
| 安全施設整備事業 | 歩行者と車両等の構造分離や段差解消を図ることで歩行者が安全で安心して移動できる歩道空間を創出します。 | ●歩道設置事業の実施 |
| 道路改良事業 | 都市計画道路などの幹線道路網の構築とともに、地域特性を踏まえた道路拡幅、歩道整備などにより道路交通環境の改善を進めます。 | ●都市計画道路等の幹線道路網の整備の推進 ・国道409号 ・東京丸子横浜線 ・丸子中山茅ヶ崎線 ・宮内新横浜線 ・世田谷町田線 ・尻手黒川線 ・その他路線の事業推進 |
| 計画的な道路施設補修事業 | 二酸化炭素削減の観点から道路照明の光源をLED化することにより、省エネルギー化を図ります。 | ●LED照明灯の設置 |
| 自動車排出ガス対策事業 | 自動車から排出される窒素酸化物等の削減に向け、低公害車の普及促進やディーゼル車運行規制、国・関係自治体等と連携した対策などの取組を行います。 | ●自動車排出ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた取組の推進 ・環境配慮行動メニューなどの周知による事業者の自主的取組の促進 |
| (自転車) | | |
| 自転車通行環境整備事業 | 自転車専用通行帯や自転車の通行位置等を示す路面標示(矢羽根)など地域状況に応じた自転車通行環境整備により、道路を利用するすべての人が安全・安心で快適に通行できる道路空間の形成に向けた取組を推進します。 | ●自転車通行環境整備に向けた取組の推進 ・「自転車通行環境整備実施計画」に基づく整備の実施 ・「自転車ネットワーク計画」の策定および計画に基づく整備の推進 |
| 自転車活用推進事業 | 自転車を利用したまちの魅力向上を目指して、地域の実情に応じた自転車の活用を推進します。 | ●自転車の活用に向けた取組の推進 ・「自転車活用推進計画」の策定及び計画に基づく取組の推進 |

IV-1 ②公共交通機関の利便性向上の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|----------------|---|--|
| (路線バスサービスの充実等) | | |
| 総合交通計画調査事業 | 社会状況の変化を踏まえた「総合都市交通計画」の全体見直しに向けた検討を行うとともに、東京都市圏総合都市交通体系調査を実施し、広域的な交通問題の把握と課題の分析を行います。 | ●「総合都市交通計画」に基づく総合的かつ持続可能な交通政策の推進 ●東京都市圏総合都市交通体系調査の実施 |
| バス利用等促進事業 | バスロケーションシステム導入補助を行うなど、利用しやすい交通環境整備に向けた取組を進めます。 | ●バスの運行状況を示すバスロケーションシステムのバス停への導入の促進 ・バス事業者への導入補助 ●ICTを活用した更なる情報提供の促進 ・活用検討、取組の推進 |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|--------------------|--|--|
| 地域交通支援事業 | 地域の特性やニーズを踏まえ、路線バスサービスの充実に向けた取組を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●バス路線の充実に向けた取組の推進 ・地域交通に関する現況分析、地域交通の役割の検討 ・地域交通の役割に応じた機能強化の検討、取組の推進 ●地域の特性やニーズを踏まえた路線バス社会実験の推進 ・社会実験の実施に向けた調整 ・条件の整った路線における社会実験の実施 |
| コミュニティ交通等支援事業 | 地域の特性やニーズを踏まえた、多様な主体との連携によるコミュニティ交通に関する必要な支援に取り組みます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ交通の導入に向けた地域協議会等への支援 ・条件の整った地区における本格運行の実施に向けた取組の推進 ・岡上西地区の運行実験の検証 ・白幡台地区の運行実験の実施 ●事業継続に向けた取組の推進 ・高石地区、長尾台地区における運行計画の見直し ・地域協議会との事業継続に向けた取組の推進 ・高齢者外出支援補助の拡充の検証・実施 ●地域におけるさまざまな交通手段の確保に関する取組の推進 ・手法の検討、取組の推進 |
| 臨海部へのアクセス向上推進事業 | 臨海部への公共交通によるアクセス向上に向けた取組を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「総合都市交通計画」に基づく臨海部への公共交通によるアクセス向上の推進・路線バスに関する機能強化の検討 |
| 市バスネットワーク推進事業 | 利用実態や走行環境の変化、市のまちづくりに対応した運行を行い、市バスネットワークの維持・充実を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路の整備に対応した運行経路や停留所位置の変更等 ●輸送需要に対応した路線の見直しやダイヤ改正 ●北部地域の輸送需要や高齢化等に対応する路線の見直し ・鷺沼駅前地区の交通広場の再編整備に合わせた路線の検討 ・聖マリアンナ医科大学へのアクセス向上の検討 ●産業道路駅前交通広場及び臨港道路東扇島水江町線の整備に合わせた路線の検討 |
| (駅前や駅周辺地域の交通環境の整備) | | |
| 川崎駅周辺総合整備事業 | 川崎駅周辺地区については、川崎市の玄関口にふさわしい、多様な賑わいや交流が生み出す活力と魅力にあふれた広域拠点の形成を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「川崎駅周辺総合計画」に基づく計画的なまちづくりの推進 ●川崎駅東口地区の事業化に向けた取組の推進 ・まちづくり勉強会の実施等 ●小川町地区における都市基盤整備の推進 ・道路改良 ●北口自由通路等の整備に関する取組の推進 ・事業完了(2018年度) |
| 京急川崎駅周辺地区整備事業 | 京急川崎駅周辺地区については、羽田空港との直結などの地理的優位性を活かし、川崎の玄関口にふさわしい商業・業務等の集積による賑わいを民間主導で創出します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●京浜急行電鉄との包括連携協定に基づく取組の推進 ・駅周辺のまちづくりと交通結節機能強化に向けた協議・調整 |
| 小杉駅周辺地区整備事業 | 小杉駅周辺地区については、民間開発の適切な誘導と支援により、都市型住宅や商業、業務、公共公益施設などがコンパクトに集積した、市域の中心に位置する広域拠点の形成を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●小杉駅北口地区(駅前広場等)の取組の推進 ・関係者等との協議・調整・方針策定等 |
| 小杉駅交通機能強化等推進事業 | 武蔵小杉駅の利用者増に伴う駅及び駅周辺の混雑状況に対して、鉄道事業者等と連携して安全性・利便性の向上に向けた交通機能の強化等の取組を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●駅及び駅周辺交通機能強化に関する取組の推進 ・安全性・利便性の向上に係る事業者等との協議・調整 ・基本方針の策定 ・基本方針に基づく取組の推進 |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|---------------------|---|---|
| 新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業 | 新百合ヶ丘駅周辺地区については、横浜市営地下鉄3号線延伸など周辺環境等の変化を見据え、民間活力を活かした土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化を図るための総合的な取組を推進することで、より質の高い、魅力ある広域拠点の形成を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 駅周辺地区のまちづくりに向けた取組の推進 ・ 基礎調査を踏まえたまちづくり方針の検討 ・ 土地利用転換等の誘導 ● 民間開発の誘導 ・ 土地利用転換等の誘導 |
| 鷺沼駅周辺まちづくり推進事業 | 鷺沼駅周辺地区については、駅を中心に高齢者等の多様なライフスタイルに対応した都市機能集積及び交通結節機能の強化に向けた取組を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 鷺沼駅前地区市街地再開発事業の推進 ・ 誘導すべき都市機能や交通広場の再編整備に関する協議・調整 ・ 都市計画手続・決定 ・ 取組の推進 ● 「田園都市線沿線まちづくりに関する包括協定」に基づく、まちづくり事業の推進 ・ 駅周辺の魅力の増進に向けた取組の推進 ● 鷺沼駅周辺地区の民間開発の誘導 ・ 協議・調整 |
| 登戸土地区画整理事業 | 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、交通結節機能、自然環境、文化施設等の機能を活かし、魅力と活力にあふれた市北部の拠点地区の形成を土地区画整理事業により推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 整備プログラムに基づく集団移転の活用による整備の推進 ・ 集団移転の推進 ・ 都市計画道路・駅前広場等の整備の推進 ・ 民間の専門知識や経験を活用した円滑な移転交渉等の実施 ● 多摩区の玄関口にふさわしいまちの賑わい創出に向けた取組の推進 ・ 都市計画変更等によるまちづくりの誘導 |
| 柿生駅周辺地区再開発等事業 | 柿生駅周辺地区については、駅を中心に民間活力を活かした再開発事業を誘導し、商業や都市型住宅等の都市機能の集積、交通結節機能の強化に向けたまちづくりを推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「柿生駅周辺地区まちづくりビジョン」に基づく事業推進 ・ 南口・北口地区のまちづくりの検討 ・ 南北地区の連携に向けた調査・検討 ● 南口市街地再開発事業の推進 ・ 都市計画手続に向けた取組等事業の推進 ● バス暫定広場の維持管理 ・ 維持管理 |
| (鉄道ネットワーク) | | |
| 鉄道計画関連事業 | 市内の鉄道ネットワークの形成に向け、鉄道事業者等と連携した取組を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道輸送力増強の促進に向けた関係事業者との調整 ・ 列車の増発、停車駅の改善等による混雑緩和・利便性向上 ● 鉄道事業者や他自治体等と連携した鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進 ● JR南武線の長編成化など輸送サービス改善に向けた調整 ・ 通勤通学時間帯におけるオフピーク通勤等の取組推進 ・ 小田急・東急の複々線化に関する調整 ・ 横浜市営地下鉄3号線の延伸に関する調査・検討及び協議・調整 |

IV-1 ③次世代自動車等の普及の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|-------------|--|--|
| 自動車排出ガス対策事業 | 自動車から排出される窒素酸化物等の削減に向け、低公害車の普及促進やディーゼル車運行規制、国・関係自治体等と連携した対策などの取組を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自動車排出ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた取組の推進 ・ 最新規制適合車や低公害車の普及促進 ・ 環境配慮行動メニューなどの周知による事業者の自主的取組の促進 ● エコ運搬制度による自動車環境対策の推進 ・ 制度の着実な運用及び見直し |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|---------------|---|--|
| 次世代自動車等普及促進事業 | 自動車利用における地球温暖化対策の推進に向け、電気自動車（EV）や燃料電池自動車等の次世代自動車の普及やエコドライブの普及に向けた取組を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●次世代自動車の普及促進 ・次世代自動車の導入支援 ・普及啓発の実施 ●水素ステーション等の整備に向けた取組の推進 ・整備に向けた検討、調整等の実施 ●環境配慮型ライフスタイルの普及促進によるエコドライブの推進 ・講習会や啓発事業の実施 |
| 地球温暖化対策事業 | 市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、市民・事業者などの多様な主体の協働により、温室効果ガス削減の取組（緩和策）、温暖化に起因する異常気象等の気候変動への適応策を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく計画書・報告書制度の運用 ・制度の運用、表彰等の実施 |

V 多様なみどりが市民をつなぐまち

V-1 緑地の保全・緑化等の推進

V-1 ①樹林地・農地の保全と緑化の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|----------------|---|--|
| (緑の保全) | | |
| 緑地保全事業 | 緑地保全の推進により、市域の都市景観の向上、地球温暖化対策、生物多様性の保全等を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●特別緑地保全地区等の緑地保全に向けた取組の推進 ●特別緑地保全地区における買入れ申出に伴う土地の取得 ●斜面地の安全対策などの設計・整備 ●企業や教育機関等の参加による保全活動の実施 ●市民利用のための施設整備 |
| 保管理計画策定事業 | 市民、企業、教育機関などと協働して緑地保全計画を作成し、植生管理や安全管理など保全緑地の適正な管理を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民等とのワークショップによる保管理計画書の策定及び計画書の適宜見直し ●企業、教育機関等の協働による緑地保全の取組「かわさき里山コラボ」事業の推進 ●大学連携による新たな緑地管理手法等の構築に向けた取組の推進 |
| 保全緑地管理事業 | 保全緑地や樹林地などについて、市民協働の手法を取り入れながら、植生管理や安全管理など適正な管理を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●保全緑地の老朽化施設等の補修・更新 ●保全緑地の樹木等の維持管理 |
| 多摩・三浦丘陵広域連携事業 | 首都圏において、貴重な自然環境を有している多摩・三浦丘陵の緑地を市域を越えて関係自治体と連携することで、広域的・効果的に緑地保全を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●関係13自治体による「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催 ●多摩・三浦丘陵の魅力を発信するイベントの開催 |
| 里山再生事業 | 緑の基本計画において「緑と農の3大拠点」として位置づけられている黒川、岡上、早野地区の樹林地を保全・再生することで、良好な里山環境を次世代に継承していきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「黒川地区緑地保全活用基本計画」に基づく取組の推進 ●黒川海道緑地の散策路等整備に向けた取組の推進 ●岡上、早野地区の市民、大学、小学校との連携による保全活動・環境教育の取組の推進 |
| 木材利用促進事業 | 地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生等を目的として、建築物等における国産木材の利用促進を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市内建築物における国産木材利用促進 ・木材利用促進フォーラム等を活用した民間建築物等の国産木材利用促進 ・川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針に基づく取組の推進 |
| (農地の保全、活用) | | |
| 農業振興地域整備計画管理事業 | 安定した農業生産基盤を維持するため、農業振興地域等における農業用施設の維持・管理を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「農業振興地域整備計画」に基づく農用地区域の適正管理の実施 ●農業振興地域の農業用水利施設等ストックの計画的改修の実施 ●黒川東土地改良事業共同施行の換地事業完了に向けた支援及び移管農道の維持管理 |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|-----------------|---|---|
| 農環境保全・活用事業 | 良好な農環境を保全するとともに、多面的な機能を有する農地の活用を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●生産緑地地区の指定の推進による都市農地の保全 ●里地里山用地の整備・管理、里地里山等利活用実践活動による人材育成 ●グリーン・ツーリズムの普及・啓発の推進 ●大型農産物直売所「セレスモス」と連携した都市農業の振興 |
| 援農ボランティア育成・活用事業 | 都市農地を保全し、農業の担い手の高齢化や減少に対応するため、市民ボランティアの育成・活用を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●援農ボランティアの育成 ●講座修了後の援農ボランティアの活用促進に向けた支援 |
| 農業体験提供事業 | 市民が「農」にふれる場づくりを推進するため、川崎市市民農園の管理運営を行うとともに、農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民と地域の交流の場としての地域交流農園の普及支援 ●農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園の普及支援 |
| 農業経営支援・研究事業 | 農作物の生産技術の向上に向けた支援や、農業経営の効率化・安定化のための支援を実施します。 | ●「環境保全型農業推進方針」に基づく環境保全型農業の普及促進 |
| 市民・「農」交流機会推進事業 | 「農」にふれあいたいとする市民ニーズに応えると共に、市民の都市農業への理解促進を目的として、かわさき地産地消推進協議会を主体とした各種「農」イベントや花と緑の市民フェアの開催などにより、市民が「農」を知る機会を提供します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民が「農」にふれる場としてのイベント「花と緑の市民フェア」の開催 ●地産地消の推進 |
| 多様な連携推進事業 | 多様な主体との共創による新たな農業価値の創造を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体（農業者、商業者、工業者、情報産業事業者、大学、福祉団体、市民等）の連携による地域農業の活性化の推進 ・多様な主体と連携したフォーラムやモデル事業の実施 ●「早野里地里山づくり推進計画」に基づく早野地区活性化 ・推進計画に基づく早野地区活性化懇談会の開催や協働事業の推進 |
| 都市農業価値発信事業 | 市民の農業理解が向上し、川崎市の農業を応援する市民が増え、農業者の営農環境が改善することを目指します。多様な主体との連携を図る中で、発信対象を明確にした効果的で積極的な情報発信を行うことで、市内農業や市内産農産物、さらには農地の持つ多面的な機能について、PRを図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●ホームページやメールマガジン等による「農」情報の発信 ●情報発信等による市民の農業理解促進に向けた取組の実施 |
| (緑化) | | |
| 都市緑化推進事業 | 市民、事業者との協働による緑化の推進、普及啓発を行い、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域緑化推進地区の認定・支援 ●緑化推進重点地区の取組及び緑化助成制度を活用した取組の推進 ・既存の重点地区計画改定及び地区内の公園再整備等の実施 ・助成制度の啓発活動及び支援の実施 ●かわさき臨海のもりづくり区域の取組の推進 ●緑のボランティアなどへの活動支援 |
| 市民100万本植樹運動事業 | ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上等に向け、市制100周年を迎える平成36年までに市民・事業者との協働により、100万本の植樹を目指して植樹運動を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民100万本植樹運動の推進 ・植樹祭の開催 ・緑化協議等を通じた植樹の推進 |
| 街路樹適正管理事業 | 街路樹景観の向上など、良好な都市環境を確保するため、街路樹の適正な維持管理を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●街路樹の適正な維持管理の実施 ●樹木診断および樹木更新の実施 ●街路樹植栽の実施 |
| 市営住宅等ストック活用事業 | 市営住宅の建替えに伴い、公園・緑地等の整備を進めます。 | ●市営住宅の建替えに伴う公園・緑地等の整備の実施 |

V-1 ②公園緑地の整備の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|--------------------|--|---|
| 魅力的な公園整備事業 | 老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化などの取組により、魅力的な公園の整備を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●公園の再整備等による特色ある公園づくりの推進 ●バリアフリー整備の実施 ●身近な公園の整備の実施 ●防犯機能を有する施設管理用カメラの設置 |
| 公園緑地維持管理事業 | 市民が安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、除草や清掃等を行い、施設の適切な維持管理を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●公園緑地、公園施設、電気設備等の適正な整備・維持管理 ●生田緑地の指定管理者による管理運営 |
| パークマネジメント推進事業 | 指定管理者制度を含めた更なる民間活力の導入や、身近な公園緑地の地域住民が主体となるしくみづくりなど管理運営方法の検討を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●公園緑地等の管理運営の推進 ・民間活力導入による賑わい創出や魅力向上の取組の推進 ●身近な公園緑地の管理運営の推進 ・公園利用の仕組みの活用（公園でのボール遊び等） |
| 緑化協議による緑のまちづくり推進事業 | 緑の条例、都市計画法や総合調整条例に基づき、緑化や公園・緑地に関する協議を行います。 | ●緑の条例、都市計画法や総合調整条例に基づき、緑化や公園・緑地に関する協議を実施 |
| 富士見公園整備事業 | 都心における総合公園である「富士見公園」の機能回復を図り、施設の再編整備を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●富士見公園再編整備に向けた取組の推進 ●更なる民間活力導入に向けた取組の推進 |
| 等々力緑地再編整備事業 | 緑やスポーツ・レクリエーションの拠点である等々力緑地について、小杉駅周辺のまちづくりと連携した施設の再編整備を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●等々力緑地再編整備の推進 ・陸上競技場第2期整備に向けた取組の推進 ・硬式野球場整備の推進 ・中央広場等の整備に向けた取組の推進 ●民間活力導入に向けた取組の推進 ●東京2020オリンピック・パラリンピック大会事前キャンプに向けた取組の推進 ・陸上競技場改修に向けた取組の推進 |
| 生田緑地整備事業 | 川崎市最大の緑の拠点である生田緑地を自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●東生田2丁目地区の基本方針に基づく取組の推進 ●適正な植生管理に向けた取組の推進 ●更なる民間活力導入に向けた取組の推進 |
| 菅生緑地整備事業 | 宮前区市民健康の森である菅生緑地の園路や広場等の施設整備を進め、緑地内の自然環境の保全等を図ります。 | ●整備および緑地内の自然環境の保全等に向けた取組の推進 |
| 市営霊園の整備 | 市営霊園において、安定した墓所供給や適切な管理運営を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市営霊園整備に向けた取組の推進 ・「市営霊園整備計画」に基づく取組の推進 |
| 港湾緑地維持管理事業 | 港湾緑地の適正な維持管理を行い、良好な港湾環境の形成を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●港湾緑地の適正な維持管理と管理手法の検討 ●港湾緑地でのイベント等の開催の指導・管理 |
| 川崎港緑化推進事業 | 市民と港で働く人々に憩いと安らげる場を提供していくため、景観の向上のほか、魅力ある港湾空間の形成をめざし、港湾緑地整備を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●川崎港緑化基本計画の基本方針に基づく港湾緑地整備の推進 ●港湾緑地の魅力向上に向けた取組の推進 |

V-1 ③水辺空間の活用の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|-------------|---|---|
| 河川環境整備事業 | 河川や水路について、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいとうるおいのあるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●渋川環境整備の推進 ・「にぎわいの水辺ゾーン」「生物の水辺ゾーン」の整備 ●二ヶ領用水総合基本計画に基づく事業の推進 |
| 都市緑化推進事業 | 市民、事業者との協働による緑化の推進、普及啓発を行い、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。 | ●かわさき臨海のもりづくり区域の取組の推進 |
| 多摩川市民協働推進事業 | 市民との協働や流域自治体との連携により、環境学習や体験活動の取組を進め、様々な機会を通して多摩川の魅力を発信します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●水辺の楽校の活動支援 ●流域自治体との協働、連携の取組の推進 ・水辺の楽校、渡しの復活など、流域自治体との協働連携の取組の実施 ●二ヶ領せせらぎ館や大師河原水防センターによる情報発信拠点の取組の推進 |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|-------------|--|---|
| 多摩川プラン推進事業 | 多摩川河川敷の運動施設や便利施設の再整備、利用のマナーアップに取り組むなど、多摩川が市民に身近な存在になるよう魅力向上の取組を進めるとともに、更なる魅力向上を図るため、水辺の賑わい創出に向けた取組を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●多摩川河川敷の運動施設等の整備 ・施設の再整備 ・サイクリングコースの延伸整備（未接続部） ●多摩川の魅力を活かす取組の推進 ・多摩川緑地バーベキュー広場の適正な運営 ・イベント等の取組の推進 ・市民や流域自治体との協働・連携による取組の推進 ・民間活力導入による取組の推進 |
| 多摩川緑地維持管理事業 | 多摩川河川敷を快適に利用できるよう、施設の補修や清掃など、良好な維持管理を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●多摩川河川敷の維持管理 ・継続実施（河川敷の草刈、多摩川緑地内の清掃、河川敷のトイレ清掃、河川敷の車止柵管理） ●多摩川河川敷の公園施設の整備 ・継続実施（公園施設の整備） ●サイクリング・マラソンコースの走路周辺の草刈や舗装等の補修 ・継続実施（草刈や舗装等の補修） |

VI 低炭素な循環型のまち

VI-1 循環型社会形成の推進

VI-1 ①市民生活における廃棄物の3Rの推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|-------------|---|--|
| 廃棄物企画調整事務 | 地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3R等を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●一般廃棄物処理基本計画に基づく3R等の取組の推進 ●廃棄物発電を活用したごみ収集車等導入事業の推進 |
| 減量リサイクル推進事業 | 循環型社会の構築をめざし、ごみの減量化及びリサイクルを推進するため、各種事業を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●ごみの減量化及び資源化の推進に向けた普及啓発 ・ユニバーサルデザインに配慮したリーフレット等の作成及び普及 ・市内転入者への普及促進 ・災害発生時の分別方法の周知 ・環境教育用教材の充実 ・出前ごみスクールの実施 ・資源物とごみの分別アプリの普及 ・ふれあい出張講座の実施 ●廃棄物減量指導員との連携強化及び活動の活性化 ・市区廃棄物減量指導員連絡協議会の開催等 ●まちの環境美化などの推進 ・関係部署と連携した普及啓発キャンペーンや集積所周辺等環境美化の実施 ・情報技術の活用や地域活動団体との連携等 ●資源集団回収事業の拡充に向けた取組の推進 ・資源集団回収事業の回収頻度・拠点・登録団体数の増加及び広報の実施 ●生ごみの減量化・リサイクルの推進 ・3きり運動（使いきり・食べきり・水きり）の普及啓発の実施 ・生ごみリサイクルリーダーの派遣 ●拠点回収・店頭回収の充実 ・拠点回収の推進 ・小型家電リサイクルの回収の充実 ・店頭回収の取組の推進 ・衣料品等リサイクルに係る取組の推進 ●ごみゼロカフェの実施による市民参加の推進 ・ごみゼロカフェの開催及び実施方法の見直し検討 |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|-------------------|--|---|
| 資源物・ごみ収集事業 | 市民生活を支えるライフラインとして、排出された資源物・ごみを安定的に安全に収集するとともに、委託化された収集業務については適正に執行されるよう事業者への指導等の取組を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●資源物、小物金属、粗大ごみの分別収集の実施 ・分別収集の実施 ・すべての資源物、小物金属、粗大ごみ収集運搬の委託による実施 ●普通ごみの効率的かつ適正な収集運搬の実施 ・収集運搬の実施 ●ふれあい収集による高齢者・障がい者への支援 ・自ら一定の場所までごみを持ち出すことのできない方々に対し玄関先などまでごみを取りに行く「ふれあい収集」の推進 ●生活環境事業所の再編 ・4生活環境事業所体制への移行 ・生活環境事業所の体制強化に向けた検討 |
| 資源物・ごみ処理事業 | 分別収集した資源物の中間処理を行い、適正に資源化を行うとともに、焼却ごみについては処理センターにおいて適正かつ安定的に処理を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●資源物の適正かつ安定的な中間処理・資源化の推進 ・資源化処理施設等の整備方針の検討及び策定 ●焼却ごみの適正かつ安定的な処理 ・適正処理の推進 ●3処理センター（浮島・堤根・王禅寺）体制における円滑な処理体制の運営 ・3処理センター体制における円滑な処理体制の検討及び実施 ・処理センターの運転操作業務の一部委託化に向けた検討 ●環境負荷の低減に向けた取組の推進 ・環境マネジメントシステムの運用及び改善に向けた検討 |
| 資源化推進事業 | 資源循環・低炭素・自然共生など、総合的な環境学習ができる普及啓発拠点として、3Rに対する意識啓発を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●王禅寺エコ暮らし環境館の運営 |
| 余熱利用市民施設・橋RCC運営事業 | ごみ焼却に伴う余熱を有効利用した余熱利用市民施設の管理運営を行うとともに、橋リサイクルコミュニティセンターの管理運営を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者による管理運営の実施 ●市によるモニタリングの実施 ●管理運営の評価及び第3期指定管理者の総括評価、第4期指定管理者の選定 ●堤根処理センター建替えに伴うヨネッティー堤根のあり方の検討・整理 |
| 一般廃棄物処理業許可事務 | 許可業者への指導、立入等を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●許可業者への指導、立入等の実施 |
| 家電リサイクル法関係事業 | 廃家電の適正なりサイクルの推進及び不法投棄された家電品の再商品化等を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●廃家電の適正なりサイクルの推進及び不法投棄された家電品の再商品化等の実施 |
| 自動車リサイクル法関係事業 | 登録・許可業者に対する立ち入り検査を実施し、環境負荷の低減に向け、適正な処理と資源化の指導を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●登録・許可業者に対する立入検査の実施 |

VI-1 ②事業活動における廃棄物の3Rの推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|--------------|--|---|
| 事業系ごみ減量化推進事業 | 事業系ごみの減量化・適正処理を図るため、排出事業者への普及啓発・指導を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●3Rに取り組む店舗等に係る認定制度の普及 ・取組店舗の登録促進や認知度向上 ●事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底 ・多量・準多量排出事業者に対する指導・広報 ●事業系資源物のリサイクルの推進 ・事業系資源物のリサイクルルートの拡充 ●食品ロス対策等の推進 ・事業者と連携した「食品ロス」削減の取組実施 ・多量排出事業者等の排出実態把握及び食品リサイクルの取組の推進 |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|---------------|---|--|
| 建設リサイクル事業 | 公共工事から発生する建設副産物の再利用促進のため、建設副産物対策に関する指導等を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●建設リサイクルの実態調査、整理及び検証 ●「川崎市建設リサイクル推進計画」に基づく建設副産物リサイクルの取組の推進 ●建設リサイクル推進関連ポスターの配布等による、啓発活動の推進 |
| 建設リサイクル法業務 | 建設工事から発生するコンクリート廃材などの建設副産物のリサイクル率の向上を促進し、環境負荷の低減等に向け、指導・助言を行うことにより、生活環境の保全を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●届出の受理 ●解体現場等のパトロール ●適正な分別解体等の指導・助言 |
| 産業廃棄物指導・許可等事業 | 産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対する許認可・指導等を通じて、産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、産業廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用の3Rを推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「川崎市産業廃棄物処理指導計画」に基づく施策の推進 ●排出事業者に対する3R及び適正処理の指導の実施 |

VI-1 ③廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|----------------|---|---|
| 資源物・ごみ収集事業 | ハイブリッド収集車等の環境負荷低減車両の導入を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●環境負荷低減車両の導入推進 ●廃棄物発電を活用したごみ収集車等導入事業の推進 |
| 廃棄物中継輸送等事業 | 廃棄物処理施設の効率的な運営のため、大型コンテナ車への積み替えや鉄道での輸送を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●ごみの大型コンテナ車による積替中継輸送の実施 ●資源物の鉄道輸送の実施 ●ごみの鉄道輸送の実施 |
| 資源物・ごみ処理事業 | 分別収集した資源物の中間処理を行い、適正に資源化を行うとともに、焼却ごみについては処理センターにおいて適正かつ安定的に処理を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●資源物の適正かつ安定的な中間処理・資源化の推進 ●資源化処理施設等の整備方針の検討及び策定 ●焼却ごみの適正かつ安定的な処理 ●適正処理の推進 ●3処理センター（浮島・堤根・王禅寺）体制における円滑な処理体制の運営 ●3処理センター体制における円滑な処理体制の検討及び実施 ●処理センターの運転操作業務の一部委託化に向けた検討 ●環境負荷の低減に向けた取組の推進 ●環境マネジメントシステムの運用及び改善に向けた検討 |
| 廃棄物処理施設等整備事業 | 廃棄物処理施設等が安定的に稼働できるように維持補修・整備等を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物関連施設の維持補修・整備工事等の実施 ●公衆トイレの改修工事等の実施 |
| 廃棄物処理施設建設事業 | 廃棄物処理事業を長期安定的に運営していくため、老朽化した施設について建替等を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●橋処理センター整備事業の推進 ●解体撤去工事完了 ●建設工事の継続（低温蒸気を活用したバイナリー発電の導入） ●堤根処理センター整備事業の推進 ●基本計画作成業務 ●整備計画作成業務 ●環境影響評価手続 ●入江崎クリーンセンター整備事業の推進 ●基本計画作成業務 ●整備計画作成及び契約手続業務 ●地質調査業務 ●建設工事着手予定 |
| 廃棄物処理施設基幹的整備事業 | 廃棄物処理施設の安定的な運用のため、廃棄物処理施設等の大規模改修を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●浮島処理センター基幹的施設整備の推進 ●長寿命化に向けた整備 |
| 余熱利用市民施設運営事業 | ごみ焼却に伴う余熱を有効利用した余熱利用市民施設の管理運営を行うとともに、橋リサイクルコミュニティセンターの管理運営を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者による管理運営の実施 ●市によるモニタリングの実施 ●管理運営の評価及び第3期指定管理者の総括評価、第4期指定管理者の選定 ●堤根処理センター建替えに伴うユネッティー堤根のあり方の検討・整理 |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|--------|---|--|
| ごみ発電事業 | 処理センターで発電した電力のうち、余剰電力は売電を行うとともに、今後、建替えを行う処理センターへの高効率な熱回収設備の導入に向けて取り組んでいきます。 ごみ発電によるエネルギーの地産地消に向けて、廃棄物発電を活用した電力の一括契約などの調査研究を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●ごみ発電事業等の余熱利用の推進 ●廃棄物発電の新たな活用法の検討 |

Ⅶ 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち

Ⅶ-1 気候変動適応策の推進

Ⅶ-1 ①治水・水害対策の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|--------------|--|---|
| 河川計画事業 | 気候変動等に伴う大雨や局地的集中豪雨から市民の生命と財産を守り、都市の壊滅的な被害を避けるため、「河道整備」の着実な推進や洪水の発生に備える「減災対策」等に向けた調査・検討などを進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●国と流域自治体で構成される協議会による「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組 ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組の進行管理 |
| 水防業務 | 水防警報等の発令に伴い、河川パトロール等の水防活動を実施するとともに、洪水ハザードマップの改定や周知により、防災力の向上を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●水防警報発令時の情報伝達およびパトロール等の水防活動の実施 ・情報伝達および水防活動の実施 ●洪水ハザードマップの周知 |
| 雨水流出抑制施設指導業務 | 一定規模以上の開発行為及び建築行為等について、雨水流出抑制施設の設置の指導を行い、水害を防止する取組を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●雨水流出抑制施設の設置指導及び完了検査の実施 |
| 河川改修事業 | 3年に1回程度（時間雨量50mm）の降雨に対応した河川改修を進め、治水安全度の向上を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●一級河川平瀬川支川改修事業の推進 ・護岸改修工事、用地取得 ●準用河川三沢川改修事業の推進 ・護岸改修工事 |
| 河川施設更新事業 | 治水安全度の確保のため、護岸の緊急対策工事を実施するほか、老朽化した河川施設の更新を計画的に進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●平瀬川護岸改修事業の推進 ・緊急対策工事の完了 ・優先対策検討区間の計画的な更新の取組 ●河川施設の計画的な更新に向けた取組の推進 ・上河原堰堤等における施設更新に向けた取組 |
| 河川・水路維持補修事業 | 治水安全度の確保のため、河川・水路施設の適切な維持管理を行うとともに、施設の長寿命化を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ●河川・水路施設の適切な維持管理の推進 ・計画的な維持管理に向けた取組 ・適切な維持管理の推進 |
| 五反田川放水路整備事業 | 五反田川の洪水全量を地下トンネルで直接多摩川へ放流する放水路の整備を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●五反田川放水路整備工事の推進 ・施設整備工事 ・樋門・堤外水路築造工事 ・暫定供用開始 |
| 浸水対策事業 | 浸水シミュレーション結果などから、浸水リスクの高いことが確認された重点化地区や局地的な浸水箇所において、雨水管きょや貯留管などの整備を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●重点化地区における雨水管きょや貯留管などの整備の推進 ・これまでの重点化地区（大師河原地区）における貯留管の整備工事の完了（H30 予定） ・新たな重点化地区における整備の推進 ●局地的な浸水箇所における対策の推進 ・個別の状況確認を踏まえた対策の推進 |
| 道路舗装事業 | 交通需要の変化に伴う幹線道路の舗装等の強度不足や道路排水施設的能力不足に伴う道路冠水を解消し、円滑な車両走行環境を確保します。また、生活道路の舗装等の整備を行い、通過車両や歩行者・自転車等の安全で円滑な通行の確保を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ●道路冠水対策の推進 |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|--------------|---|------------------------|
| 地盤沈下・地下水保全事業 | 地盤沈下の防止のため、地下水位や地盤沈下量の観測を実施するとともに、条例に基づき、適正な地下水の揚水について、事業者への指導等を実施します。また、健全な水循環の確保のため、雨水浸透機能の回復に向けた取組等を実施します。 | ●雨水浸透機能の回復に向けた取組の検討・実施 |

Ⅶ-1 ②熱中症対策の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|--------------|---|--|
| 救急医療体制確保対策事業 | 子どもや高齢者等の救急医療ニーズに対応した救急医療体制を確保します。 | ●救急医療体制の充実に向けた取組の推進 |
| 救急活動事業 | 救急車の適正利用や市民の応急手当の知識・技術の習得などにより、救命効果の向上を図ります。 | ●救急需要対策の実施 ●市民救命士の養成 ●熱中症予防に向けた広報の実施 |
| 救急救命士養成事業 | 救急救命士の常時乗車体制を確保するとともに、より高度な救命処置ができる認定救急救命士を養成します。 | ●救急救命士の常時乗車体制の運用 |
| 都市環境研究事業 | 地球温暖化対策及びヒートアイランド現象に関するデータの収集・解析・研究等を行います。 | ●ヒートアイランド現象に関する調査研究の推進（市内気温分布・熱中症） |

Ⅶ-1 ③感染症対策等の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|------------------|--|---|
| 感染症対策事業 | 感染症の発生及びまん延を予防するため、新型コロナウイルス等感染症対策の推進及び市民等への普及啓発を実施します。 | ●感染症発生時に備えた関係団体との協定等、連携の強化 ・薬剤耐性アクションプランに基づく、地域ネットワークの連携強化や検証の実施 |
| 公衆衛生等に関する試験検査等業務 | 公衆衛生等に関する迅速・適正な試験検査を行うとともに、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供を推進します。 | ●感染症情報をはじめとした公衆衛生情報の迅速な収集・解析・発信 ・感染症発生動向調査事業の円滑な実施、ホームページを活用した試験検査情報の発信 ●健康危機事象発生時への準備と対応 ・原因不明疾患等の発生時に迅速・的確に対応ができる体制の構築 |

Ⅶ-1 ④暑熱対策（ヒートアイランド対策含む）の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|---------------|---|---|
| 地球温暖化対策事業 | 市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、市民・事業者などの多様な主体の協働により、温室効果ガス削減の取組（緩和策）、温暖化に起因する異常気象等の気候変動への適応策を推進します。 | ●「地球温暖化対策推進計画」に基づく取組（緩和策・適応策）の推進 ・ヒートアイランド対策実施策調査の実施 ・九都県市等と連携した取組の推進 |
| 都市環境研究事業 | 地球温暖化対策及びヒートアイランド現象に関するデータの収集・解析・研究等を行います。 | ●ヒートアイランド現象に関する調査研究の推進（市内気温分布・熱中症） |
| 市民100万本植樹運動事業 | ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上等に向け、市制100周年を迎える平成36年までに市民・事業者との協働により、100万本の植樹を目指して植樹運動を推進します。 | ●市民100万本植樹運動の推進 ・植樹祭の開催 ・緑化協議等を通じた植樹の推進 |
| 市営霊園の整備 | 市営霊園において、安定した墓所供給や適切な管理運営を進めます。 | ●市営霊園整備に向けた取組の推進 ・「市営霊園整備計画」に基づく取組の推進 |
| 都市緑化推進事業 | 市民、事業者との協働による緑化の推進、普及啓発を行い、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。 | ●かわさき臨海のもりづくり区域の取組の推進 ・活動支援の実施 |
| 学校施設環境改善事業 | 教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、エコスクール化を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。 | ●市立学校の校舎への壁面緑化用のネットの設置や校庭芝生化の推進 |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|---------------------|---|--|
| 都市緑化推進事業 | 市民、事業者との協働による緑化の推進、普及啓発を行い、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。 | ●市民、事業者、行政が一体となって、ゴーヤなどによる壁面緑化に関する様々な取組の推進 |
| 川崎区エコプロジェクト事業 | 地域における緑化推進及び環境問題に関する区民意識向上のための啓発活動を区民との協働により実施します。 | ●市民ボランティア等との協働による草花の植栽の実施 ●支所庁舎への「緑のカーテン」の設置 |
| 花と緑のさいわい事業 | 区内の緑化推進と区民の緑化意識の高揚を図るとともに、区民同士の交流を促進するため、花と緑のうらおいあるまちづくりを推進します。 | ●区内の緑化推進 ・地域の緑化活動団体と連携した「区役所前花いっぱい事業」の実施 ・花苗の配布等を通じた緑化活動団体への支援の実施 ●公共花壇等の花植活動の推進 ・緑化活動団体と連携した花植活動及び維持管理の実施 |
| 区民の手で花いっぱい中原事業 | 花や緑を活用し住み続けたいと思うまちづくりを推進します。 | ●植栽管理や花植体験等の実施 |
| 花と緑のたかつ推進事業 | 区内各所に設置した花壇・コンテナ等の維持管理を区民と協働で実施し、潤いのあるまちづくりを推進します。 | ●区内各所に設置したコンテナ・花壇の適正な維持管理 ・「区民ミニガーデン」連絡会との協働によるコンテナ・花壇の維持管理 ●キラリデッキ円筒広場花壇の維持管理及び緑化の推進に向けた普及啓発 ・花壇植栽体験を通じた緑化推進に向けた普及啓発 |
| 花と緑のあふれる住みよいまちづくり事業 | 区民自身による花壇管理、整備を推進し、区のイメージアップと、緑化活動団体の交流促進・技術向上等、地域の活性化と人材育成を図ります。 | ●公共用地での花壇づくりを契機とした地域コミュニティの形成支援 ・公園等を活用した花壇作りのための緑化活動団体に対する花苗の提供 ●緑化活動団体の活性化に向けた技術支援 ・講座、交流会の開催による花壇づくりの技術支援 ●東名川崎インターチェンジ前花壇づくりの実施による市・区のイメージアップ ・緑化活動団体、事業者との協働による花壇づくり |
| 多摩区エコロジーライフ事業 | 区民が家庭で取り組める地球温暖化対策を、区民との協働により推進します。 | ●庁舎壁面の緑化、ゴーヤの種子の配布など「緑のカーテン大作戦」の実施 ●子どもたちの環境学習を目的とした「夏休み！多摩区エコフェスタ」の開催 ●市民団体と協働した使用済みてんぷら油の回収などによる3Rの普及啓発の実施 |
| エコのまち麻生推進事業 | 緑のカーテン大作戦や地球温暖化対策、自然エネルギーの活用など、環境や緑の保全に関する普及啓発を推進します。 | ●区民一人ひとりが取り組める身近なエコ活動「緑のカーテン」等の普及啓発 ・「緑のカーテンづくり」等の普及啓発活動の推進 ●太陽光等の自然エネルギーの活用促進 ・クールアース推進委員会等による自然エネルギーの活用促進 |
| 道路改良事業 安全施設整備事業 | 都市計画道路等の整備や歩道設置に併せ、透水性舗装等の導入を推進します。 | ●透水性舗装等の導入 |
| 緑化整備事業 | ヒートアイランド現象の緩和に向けた取組を進めます。 | ●施設における植栽の保全と緑化整備 |

Ⅶ-1 ⑤気候変動に関する観測・分析、調査研究等の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|----------|--|--|
| 都市環境研究事業 | 地球温暖化対策及びヒートアイランド現象に関するデータの収集・解析・研究等を行います。 | ●地球温暖化対策に関する調査研究の推進（温室効果ガス排出量・気候変動） ●ヒートアイランド現象に関する調査研究の推進（市内気温分布・熱中症） ●調査結果に関する情報発信 |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|----------------|---|--|
| 「エコシティたかつ」推進事業 | 地球温暖化等に対する取組を、地域レベルにおいて多様な主体との連携により推進し、持続可能な社会（エコシティ）の形成をめざします。 | <ul style="list-style-type: none"> ●区内小学校等のピオトープを活用した環境学習の推進 ・「学校流域プロジェクト」の実施、教職員向け研修会の実施 ●生物多様性・保水力向上を図る市民協働の実践的取組「たかつの自然の賑わいづくり事業」の実施 ・児童向けイベント「たかつ生きもの探検隊」の実施 ・市民向けイベント「たかつ水と緑の探検隊」の実施 ●適応策・生物多様性保全に関する意識啓発及び「エコシティたかつ」の理解促進 ・区内企業・団体で実施している取組等を見学する「たかつエコシティツアー」の開催 |
| 環境教育推進事業 | 環境配慮の考え方が定着することにより、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むことができるよう、教育プログラム、人材育成、情報発信を充実します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●大雨災害と気候変動に関する環境教育の実践の促進 ・県立高等学校と連携した大雨災害と気候変動に関する環境教育カリキュラムの作成 |

Ⅷ 環境技術・環境産業で貢献するまち

Ⅷ－1 環境技術・環境産業による貢献の推進

Ⅷ－1 ① 環境技術の普及と次世代技術の開発等の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|------------------------|---|--|
| 地球温暖化対策事業 | 市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、市民・事業者などの多様な主体の協働により、温室効果ガス削減の取組（緩和策）、温暖化に起因する異常気象等の気候変動への適応策を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●優れた環境技術・製品等を認定・認証する制度等の運用 ・認定・認証製品等の普及促進に向けた取組の推進 |
| グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業 | 川崎市の強みと特徴である、環境技術・産業の集積を活かし、国際貢献を果たすとともに、次世代の川崎の活力を生み出し持続可能な社会を創造していきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「グリーン・イノベーション推進方針」に基づく「かわさきグリーンイノベーションクラスター」との連携した取組の推進 ・事業者と連携した研究会の開催や、セミナーなどの開催 ・展示会等を通じた情報発信 |
| 新川崎・創造のもり推進事業 | 「新川崎・創造のもり」を拠点として、ナノ・マイクロ技術を核とした産学連携により、ライフサイエンス・環境分野等の研究開発を推進します。 また、オープンイノベーションによる新たな産業の創出や新製品の開発を促進するため、「産学交流・研究開発施設（AIRBIC）」を整備し、運営を開始します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●セミナー等の実施による産学交流の機会創出 ●「産学交流・研究開発施設（AIRBIC）」を拠点としたオープンイノベーションの推進 |
| 国際環境産業推進事業 | 市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングの場を提供する国際展示会「川崎国際環境技術展」を開催するとともに、環境関連の多様な主体によるネットワーク組織である「かわさきグリーンイノベーションクラスター」を通じて、海外展開を支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●川崎国際環境技術展出展企業等へのビジネスマッチングの促進 ・関係機関との連携やコーディネート機能の活用による出展企業等へのマッチング・フォローアップの実施 ●かわさきグリーンイノベーションクラスターのプロジェクト創出による企業の海外展開の支援及び国際貢献の推進 ・かわさきグリーンイノベーションクラスターを活用した新規プロジェクトの創出支援 |
| 環境調和型産業振興事業 | 環境関連産業の活性化につながる情報発信や情報交換を進めることで、市内環境関連産業の振興と事業者間のネットワーク化の促進に向けて取り組みます。 川崎市新エネルギー振興協会や新エネルギー関連企業との連携や取組支援により、新エネルギー産業の活性化に向けて取り組みます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「環境産業フォーラム」の開催 ●市内環境製品・技術等の情報発信・ビジネス支援 ●かわさきエコテックウォーカーの発行等による情報発信 ●「川崎市新エネルギー振興協会」や関連企業等と連携した市内新エネルギー産業の育成・取組支援 |

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|----------|--|---|
| 海外販路開拓事業 | 海外での販路開拓に係る商談機会の創出、国内外でのフォローアップ等を通じ、市内企業の海外展開を促進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●海外販路の開拓に向けた海外展示会等への出展支援及び国内における商談機会の創出 ・医療機器や環境などの成長市場・成長分野における海外展示会等への出展支援 |

Ⅷ-1 ②環境技術を活かした国際貢献の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|--------------------|---|--|
| 国際環境技術連携事業 | 国際連合環境計画（UNEP）やその他の国際・研究機関と連携しながら、アジア諸国の環境配慮への取組を促進することにより、地球規模の環境改善へ貢献していきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●国際連合環境計画（UNEP）との連携（フォーラム等の開催検討・活用） ●JICA等の国際・研究機関との連携推進 ●友好都市・中国瀋陽市との環境技術交流（技術研修及び行政研修） ●都市間連携（環境省事業）による中国瀋陽市との共同研究 ●環境技術情報の収集・発信 |
| 国際連携・研究推進事業 | 国が推進する二国間クレジット制度（JCM）やJICA等の外部資金などを活用し、アジアの途上国等が抱える課題の解決を目指すとともに、市内企業の海外展開を支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●二国間クレジット制度（JCM）やJICA等の外部資金などを活用したアジアの途上国等が抱える課題の解決支援、および市内企業の海外展開支援 ●インドネシア共和国バンドン市における廃棄物管理支援プロジェクトの実施 |
| 上下水道分野における国際展開推進事業 | 水関連企業の海外展開支援と世界の水環境改善のため、上下水道分野の国際展開を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●かわさき水ビジネスネットワークを通じた水関連企業の海外展開支援の推進 ●JICA等を通じた専門家派遣や研修生・視察者受入の推進による川崎の上下水道技術の世界への発信 |

Ⅷ-2 環境に関する総合的な研究の推進

Ⅷ-2 ①環境に関する総合的な研究の推進

| 事務事業名 | 概要 | 2018～2021年度の事業内容・目標 |
|------------------------|--|---|
| グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業 | 川崎市の強みと特徴である、環境技術・産業の集積を活かし、国際貢献を果たすとともに、次世代の川崎の活力を生み出し持続可能な社会を創造していきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「グリーン・イノベーション推進方針」に基づく「かわさきグリーンイノベーションクラスター」との連携した取組の推進 ・事業者と連携した研究会の開催や、セミナーなどの開催 ・展示会等を通じた情報発信 |
| 産学公民連携事業 | 川崎市のフィールド等を活用した産学公民の多様な主体との連携により、地域の環境課題の解決や環境技術の市内集積などによる環境改善を目指した共同研究を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進（公募型5件・連携型1件） ●共同研究事業に関する情報発信（セミナー開催・川崎国際環境技術展への出展） |

※事務事業一覧は、川崎市総合計画第2期実施計画等を基にまとめている。

川崎市地球温暖化対策推進実施計画

—CC かわさきエコ暮らし・未来へつなげる30プラン—
30施策により2030年度までに30%の温室効果ガス削減を目指して

2018年3月発行

発行 川崎市

編集 環境局地球環境推進室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2405

FAX：044-200-3921

Eメール：30tisui@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市